

GS新成長国債券ファンド

追加型投信／海外／債券

毎月分配型

未来に花咲く成長国へ

異称 **花ボンド**[®]
It's flowering



投資信託説明書(目論見書)
2009.2

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

(注)「花ボンド」および「新成長国債券ファンド」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

■ 設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

この冊子の前半部分は「GS新成長国債ファンド(愛称「花ボンド」)の「投資信託説明書(交付目論見書)」、後半部分は「請求目論見書」です。

本書は、これらを「投資信託説明書(目論見書)」として一冊にまとめております。

GS新成長国債券ファンド

愛称:花ボンド

追加型投信 / 海外 / 債券

<はじめに>

「GS新成長国債券ファンド」は、経済が成長段階あるいは開発途上にある先進国以外の国々の政府および政府関係機関が発行する米ドル建債券(新成長国債券)を主要投資対象とします。これらの国々の経済は、先進国の経済と比較して今後の成長余地も大きい一方で、脆弱で不安定な面も多く、信用度も相対的に低く評価されています。このため、新成長国債券は、一般的に価格変動幅が大きくデフォルト(債務不履行や支払遅延)のリスクも相対的に高いと考えられます。また、米ドル建てであるため、米国の金利変動の影響を大きく受けると考えられます。この他、先進国の国債等とは異なったリスクを有しています(詳しくは、「リスクについて知りたい」をご覧ください。)

「GS新成長国債券ファンド」は、このようなリスクに応じた相対的に高い利回りが魅力であると同時に、発行国の経済成長や発展に伴う信用度の改善による債券価格の上昇も期待されます。本ファンドのご購入を検討される際には、商品性格をよくご理解のうえお申込みください。

投資信託説明書(交付目論見書)

2009.2

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

(注)「花ボンド」および「新成長国債券ファンド」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うGS新成長国債券ファンド(愛称「花ボンド」)(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成20年8月15日に関東財務局長に提出しており、平成20年8月16日にその届出の効力が生じております。
2. 金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付されます。請求を行った投資者は、当該請求を行った旨を記録しておくことをおすすめします。
3. 本ファンドは債券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、主に外貨建債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

(注1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を「販売会社」といいます。

(注2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法第198号。その後の改正を含みます。)を「投資信託法」ということがあります。また、社債、株式等の振替に関する法律を「社振法」ということがあります。

(注3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

(注4) 本書において「GS新成長国債券ファンド」を「本ファンド」といいます。また、本ファンドおよび「GS新成長国債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)を総称して「本ファンド」または「花ボンド」ということがあります。

(注5) 委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

下記の事項は、この投資信託(以下「本ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆さまにあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

本ファンドのリスクについて

本ファンドは、主に外貨建債券を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

本ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「新成長国債券投資に伴うリスク」、「債券の信用リスク」、「債券の価格変動リスク」および「為替リスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「リスクについて知りたい」をご覧ください。

本ファンドの手数料等について

申込手数料

お申込み日の翌営業日の基準価額に3.15%(税込)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

換金手数料

本ファンドには換金手数料はありません。

信託報酬

ファンドの純資産総額に年1.5225%(税込)の率を乗じて得た額とします。

信託財産留保額

本ファンドには信託財産留保額はありません。

信託事務の諸費用

監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。

その他の費用

- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用等

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用 / 税金について知りたい」をご覧ください。

ご利用の手引き

ファンドの概要 について知りたい	ファンド概要 2 商品分類 4
ファンドの特徴 について知りたい	新成長国債券ファンドのポイント 5 GS新成長国債券ファンドの特徴 6 新成長国債券の特徴 7 <ご参考> 新成長国の成長期待例 11 ファンドの分配金 12
購入後のファンド 情報を得るには	基準価額の入手方法 13 運用報告書 13 その他のディスクロージャー資料 13
リ ス ク について知りたい	値動きの主な要因 14 その他のリスク、留意点 15
ファンドの運用に ついて知りたい	ファンドの関係法人、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは 17 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況 18 運用体制およびリスク管理体制、運用プロセス 19
買 付 について知りたい	お買付のお申込み、お買付の価額 21 お買付の単位、お買付の流れ 21
換 金 について知りたい	ご換金のお申込み、ご換金の価額 22 ご換金の単位、ご換金の流れ、ご注意点 22
ファ ン ド の 費 用 / 税 金 について知りたい	お買付時・投資期間中の費用 23 ご換金時・収益分配金受取時等にかかる税金 23 その他の費用について 24 個別元本について、分配金の課税について 24 換金時および償還時の課税について 25
そ の 他	ファンドの仕組み、信託の終了・約款の変更等 26 その他の契約の変更について、受益者の権利等 27 内国投資信託受益証券事務の概要、投資制限 28 その他の情報について、「請求目論見書」の項目 29 ファンドの海外休業日 30 用語集 31 財務諸表等 信託約款

目次

概要

特徴

ファンド情報

リスク

運用

買付

換金

費用・税金

その他

ファンドの概要について知りたい

ファンド概要

項目	内容	
ファンド名	GS新成長国債券ファンド(愛称:花ボンド)	
商品分類	追加型投信/海外/債券 自動けいぞく投資可能	
ファンドのねらい	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。	
主な投資対象	GS 新成長国債券マザーファンド受益証券を通じて、主に新成長国の政府および政府関係機関等の発行する米ドル建ての債券に投資します。	
信託期間	原則として無期限(設定日:2005年6月2日)	詳しくは...
ファンドの特徴	新成長国債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)を参考指標とします。	 P5~11
値動きの主な要因(投資リスク)	・新成長国債券投資に伴うリスク ・債券の信用リスク ・債券の価格変動リスク ・為替リスク	P14
決算日	毎月17日(ただし、休業日の場合は翌営業日) 毎決算時に、原則として収益分配を行います。分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。	P12
委託会社(運用会社)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	P17、18
受託銀行(信託銀行)	みずほ信託銀行株式会社	P17
販売会社(申込取扱場所)	販売会社については右記のページ記載の照会先でご確認ください。	P13

ファンドの概要について知りたい

詳しくは...



項目	内容	
お買付およびご換金	「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除く毎営業日	P21、22
受付締切時間	「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除く毎営業日の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)まで受付けます。 (注)販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。	P21、22
お買付価額	お買付申込日の翌営業日の基準価額	P21
お買付単位	販売会社によって異なります。	P21
お申込手数料	3.15%(税込)を上限として、販売会社が定める料率	P23
ご換金価額	ご換金申込日の翌営業日の基準価額	P22
信託財産留保額 (換金時の費用)	なし	-
ご換金単位	販売会社によって異なります。	P22
ご換金代金のお支払い	原則としてご換金申込日から起算して5営業日目からお支払いいたします。	P22
信託報酬 (運用中の費用)	純資産総額に対して年率1.5225%(税込) 上記信託報酬のほか、監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。	P23
税金等	「ファンドの費用 / 税金について知りたい」をご覧ください。	P23

概要

ファンドの概要について知りたい

商品分類

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単 位 型 追 加 型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不 動 産 投 信 そ の 他 資 産 () 資 産 複 合	M M F M R F E T F	インデックス型 特 殊 型

(注)本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追 加 型...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海 外...投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債 券...投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル () 日本	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり () なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 絶対収益追求型 その他 ()
債券 一般 公債 社債 その他債券	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア				
クレジット属性 ()	日々	オセアニア				
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ				
その他資産 (投資信託証券(債券))		中近東 (中東)				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング				

(注)本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(債券))...目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

年12回(毎月)...目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング...目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

商品分類および属性区分の定義に関しては、社団法人 投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)に掲載されておりますので、ご覧ください。

ファンドの特徴について知りたい

GS新成長国債券ファンドのポイント

本ファンドは、新成長国の政府および政府関係機関等の発行する米ドル建て債券(新成長国債券)を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行わないため、基準価額は為替相場変動の影響を直接受けます。

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)を参考指標とします。

原則として、毎月の決算時に収益の分配を行います。

本ファンドは、米ドル建て債券のほか、米ドル以外の通貨建ての債券等に投資することがあります。ただし、米ドル以外の通貨建ての債券等は原則として米ドルに為替ヘッジします。

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

(ファミリーファンド方式については、「その他 / ファンドの仕組み」をご覧ください。)

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

新成長国とは？

本ファンドにおいて、新成長国とは、国内経済が成長過程にあるとゴールドマン・サックスが判断した、いわゆる先進国を除いた国および地域をいいます(一般的には、開発途上国、エマージング諸国と呼ばれる国を含みます)。新成長国には、過去に経済危機を経験してきた国もあります。一方で、新成長国の中には、市場経済化、構造改革の進展等を通じて経済成長段階にある国、また、今後経済成長が期待できる国もあるといえます。

新成長国債券とは？

本ファンドが主に投資対象とする新成長国債券とは、新成長国の政府および政府関係機関などが発行する債券のことを指します。新成長国債券は、一般的に、価格変動幅が大きく、デフォルト(債務不履行や支払遅延)のリスクが相対的に高いと考えられます。一方で、その見返りとして債券の利回りは、先進国が発行する債券と比較して高くなっています。

新成長国債券特有のリスク

発行国における有事(経済危機、政治不安、戦争など)の際には、本来想定している運用ができない場合も考えられ、その結果、本ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性があります。本ファンドが主な投資対象とする新成長国債券は、一般的に、経済が成長段階にある国であるため、先進国が発行する債券と比較して高いリスクを有しているといえます。

(詳しくは、「リスクについて知りたい」をご覧ください。)

ファンドの特徴について知りたい

GS新成長国債券ファンドの特徴

1 先進国が発行する債券と比較して高い利回り

一般的に、新成長国債券は先進国が発行する債券と比較して、価格変動が大きく、デフォルト・リスクが相対的に高い傾向がある一方で、利回りは相対的に高くなっています。本ファンドは、新成長国債券への投資を通じて、先進国が発行する債券と比較して相対的に高い利回りを享受することをめざします。

2 新成長国の経済成長期待の恩恵を享受

長期間で見れば、経済成長に伴い新成長国債券の魅力が高まることが期待されます。また、新成長国債券の格上げ等に伴う債券価格の上昇や、売買益の獲得をめざします。

3 安定した分配金の支払いを行います。

原則として、毎月の決算時にインカムゲインを中心とした収益の分配を行います。

4 新成長国債券を中心とした分散投資

本ファンドは、高い経済成長を期待できるとゴールドマン・サックス・グループが考える新成長国の債券に分散投資することで、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

参考指標

本ファンドは、JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)を参考指標とします。

上記インデックスには、以下の38カ国の新成長国が含まれます。本ファンドでは、当インデックス構成国以外の新成長国に対しても投資を行うことがあります。また、当インデックス構成国であっても、必ずしも投資するとは限りません。



2008年11月末現在

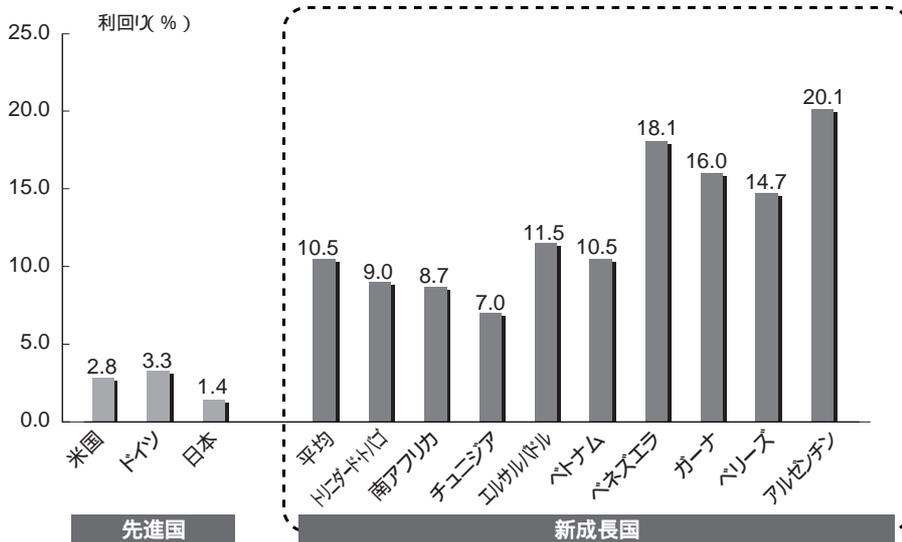
新成長国における有事(経済危機、政治不安、戦争等)の際には、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特徴について知りたい

新成長国債券の特徴

新成長国は、一般的に、先進国に対して経済の成熟度や国の安定性の面で劣るとされており、債券の価格変動や債務不履行の可能性(デフォルト・リスク)は相対的に高いと考えられます。一方で、その見返りとして、新成長国債券は、同じ米ドル建ての債券でも先進国が発行する国債よりも相対的に高い利回りで取引されている傾向があります。

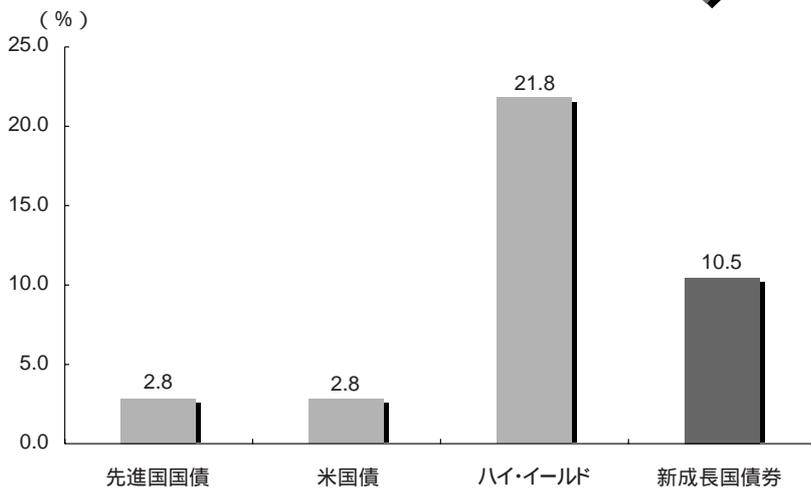
【相対的に高い利回り】



2008年11月末現在
 出所:JPモルガン
 新成長国の平均利回りおよび新成長国各国の利回りは、それぞれJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドの最終利回りおよびその構成国別の最終利回り、米国、ドイツ、日本は、JPモルガン・グローバル・ガバメント・ボンド・インデックスの構成国の最終利回り。

特
 徴

【他資産との利回り比較】



2008年11月末現在

出 所:JPモルガン、パークレイズ・キャピタル

先 進 国 債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス

米 国 債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスの米国債券部分

ハイ・イールド社債:パークレイズ・キャピタル・US・コーポレート・ハイ・イールド・インデックス

新 成 長 国 債 券:JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド

上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。また、上記のデータはインデックスの動きであり本ファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性などの市場要因は考慮されておりませんので実際の取引結果とは異なります。

新成長国債券は、先進国国債や米国債と比較して高い利回り特性を有していることがわかります。ハイ・イールド社債の収益の源泉は、企業の信用力に依存していますが、新成長国債券は、国の信用力に依存しています。

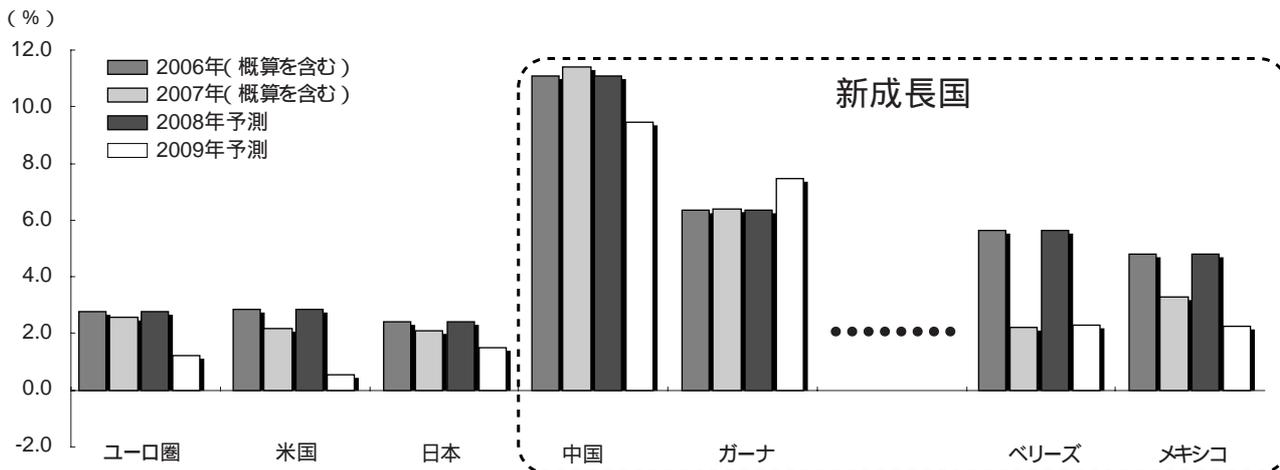
ファンドの特徴について知りたい

新成長国債券の特徴

新成長国債券の魅力は、新成長国における経済成長に対する期待にあるといえます。発行国の経済が成長することで、財務状況が改善し、信用力の向上に伴って資金の流入が期待できます。また、格上げにより、債券価格が上昇することも期待できます。

新成長国は、先進国と比較して高い経済成長率を有する傾向にあり、長期的に見ても、「BRICs(ブリックス)」*に代表されるように、高い経済成長率が見込まれる国があると考えられます。

【GDP成長率比較】



2008年10月現在

出所：国際通貨基金 (IMF)

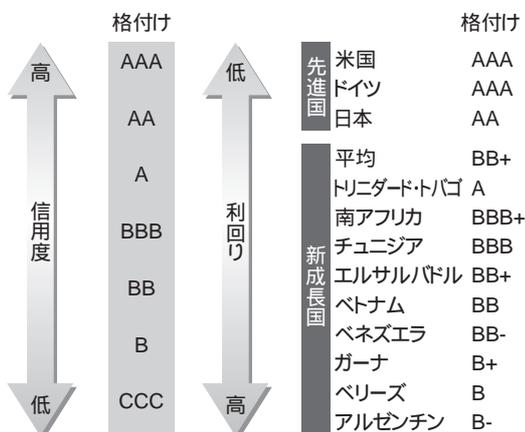
2006年および2007年についても、一部の国には概算値を用いています。上記は過去の実績および一時点における予測値であり、将来の結果を保証するものではありません。

*「BRICs(ブリックス)」とは、Brazil(ブラジル)、Russia(ロシア)、India(インド)、China(中国)の頭文字を並べたもので、ゴールドマン・サックス・グループの経済調査部のエコノミストが2003年10月のレポートの中で、初めて使用した言葉です。BRICsについての詳細は、P11をご参照ください。

【新成長国の格付け】

新成長国は様々な経済成長段階にあり、その信用力(信用格付け)も様々です。構造改革の進展や、財政面での改善により、格上げが行われた場合は、債券価格の上昇が期待できます。一方で、政治不安や、経済危機を背景に債務不履行の懸念が高まり、格下げされた場合には、債券価格は大幅に下落することもあります。

本ファンドでは、信用力の改善が見込まれる国の債券に投資することで、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。



2008年11月末現在

出所：スタンダード・アンド・プアーズ、JPモルガン

左記の各国の格付けは、スタンダード・アンド・プアーズによる外貨建て長期債務格付けを使用しており、新成長国の平均格付けは同格付けとJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバースィファイアの構成比率を基に委託会社にて算出。

左記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

ファンドの特徴について知りたい

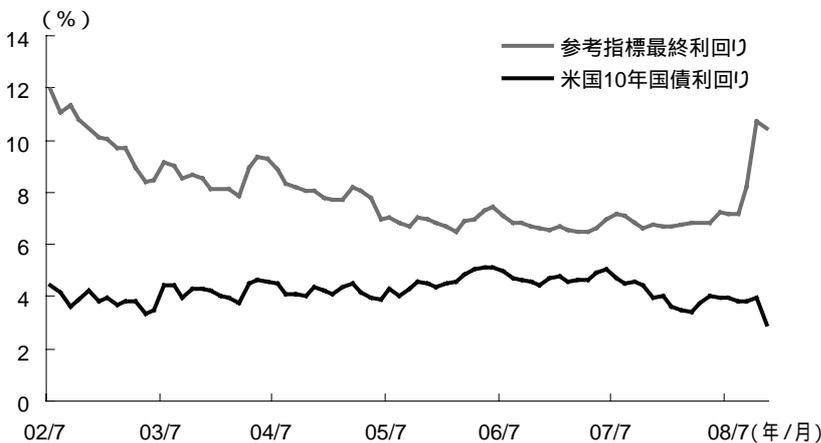
新成長国債券の特徴

新成長国債券は、先進国国債と比較して信用リスクが高いことから、相対的に高い利回り水準によるクーポン・リターン（債券の利息収入）を追求できます。

新成長国の経済成長等に伴い信用力が改善する局面では、債券価格が上昇する傾向があり、債券価格の値上がり益も追求できます。

一方で、経済危機等の場合には、債券価格は大幅に下落することもあります。

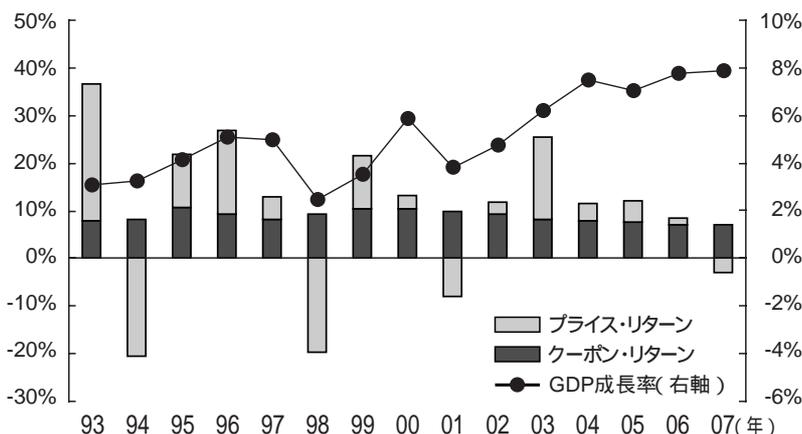
【相対的に高い利回り水準】



左記は、参考指標であるJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドの最終利回りと米国10年国債利回り

期間：2002年7月～2008年11月
 出所：JPモルガン、ブルームバーグ

【新成長国債券のリターンの内訳】



期 間：1993年12月～2007年12月
 出 所：パークレイズ・キャピタル、国際通貨基金（IMF）
 新成長国債券：パークレイズ・キャピタル・グローバル・エマージング・ボンド・インデックス

新成長国債券への投資は、過去において、相対的に高い利回り水準に基づく安定したクーポン・リターンと、主に経済成長などに伴う信用力の向上によるプライス・リターンを合わせたトータル・リターンで構成されています。

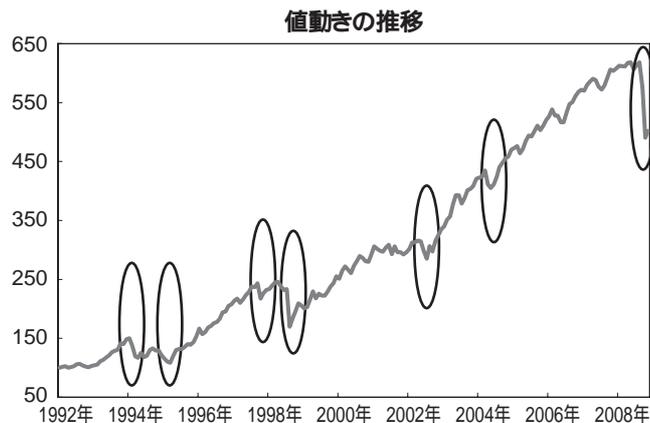
（注）クーポン・リターンは相対的に安定していますが、プライス・リターンはマイナスになる場合もありますので、トータル・リターンはマイナスになる場合もあります。

上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。また、上記のデータはインデックスの動きであり本ファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性などの市場要因は考慮されておりませんので実際の取引結果とは異なります。

ファンドの特徴について知りたい

新成長国債券の特徴

【新成長国債券投資のリスク】



上記のグラフは、1992年1月を100として指数化。

期 間：1992年1月～2008年11月

出 所：JPモルガン

新成長国債券：JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス（期間：1992年1月～1993年12月）

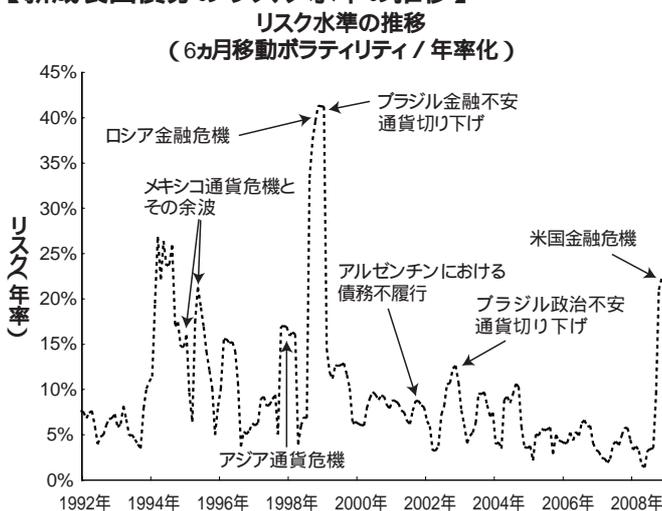
JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（期間：1994年1月～2008年11月）

過去、新成長国債券市場は、何度か大幅な下落を経験しています。

1993年12月以降、月次リターンが10%以上下落した月は、3回（ ）ありました。また、1994年12月以降のメキシコ通貨危機（ ）の際には、4ヶ月で16%以上の下落となりました。直近では、サブプライムローン問題に端を発した米国金融危機（ ）により、2008年9月～10月の下落率は20%を超えています。

	下落期間	下落幅
米国金融引締め	1994年2月～4月	- 22.5%
メキシコ通貨危機	1994年12月～1995年3月	- 14.1%
アジア通貨危機	1997年10月	- 10.1%
ロシア金融危機	1998年5月～8月	- 29.5%
ブラジル政治不安・通貨切り下げ	2002年5月～7月	- 9.8%
中国景気減速懸念と米国金融引締め	2004年4月～5月	- 6.8%
米国金融危機	2008年9月～10月	- 20.7%

【新成長国債券のリスク水準の推移】



期 間：1992年1月～2008年11月

出 所：JPモルガン

新成長国債券：JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス（期間：1992年1月～1993年12月）

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（期間：1994年1月～2008年11月）

上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。また、上記のデータはインデックスの動きであり本ファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性などの市場要因は考慮されておりませんので実際の取引結果とは異なります。

過去には、特定の国や地域で金融危機等が発生した際に、新成長国債券市場全体に影響が波及し価格変動が大きくなった局面もありました。近年ではアルゼンチンの債務不履行等の重大な出来事が発生していますが、市場全体への影響はある程度抑えられていました。

直近では、サブプライムローン問題に端を発した米国金融危機により、2008年9月以降リスク水準が上昇しています。

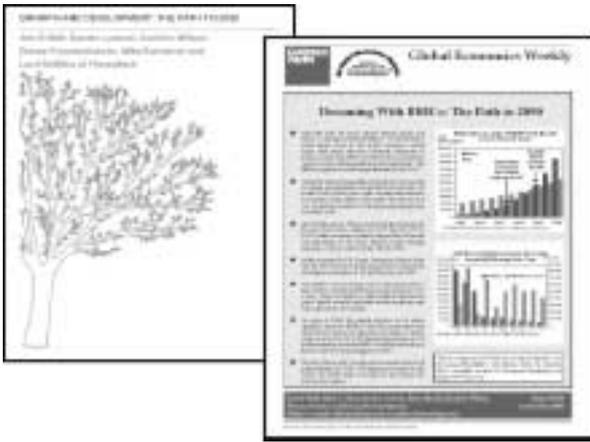
ファンドの特徴について知りたい

<ご参考> 新成長国の成長期待例

新成長国では、国内産業の成長、対外債務圧縮や、政治面・経済面での安定化などを背景に、高い経済成長を遂げてきました。また、過去の経済危機の反省から、構造改革が進展し、国家として政治面・経済面での安定性を高めています。

こうした新成長国のシンボルとして、「BRICs(ブリックス)」*という言葉に注目が集まっています。

新成長国の代表例:『BRICsについての大胆な予測 2050年への道程』



2003年10月、ゴールドマン・サックス・グループの経済調査部が発表したBRICsに関する調査レポートにより、BRICsという言葉が、新成長国における経済成長のシンボルとして、国内・外で大きな注目を集めました。

BRICsとは、もともとブラジル(Brazil)、ロシア(Russia)、インド(India)、中国(China)の頭文字を並べて、新たな経済大国となりうる4カ国に焦点を当てたものですが、これら4カ国の経済成長モデルが、その他の新成長国にも同様に適用できる例も多いことから、新成長国全体における発展のシンボルとして認識されています。

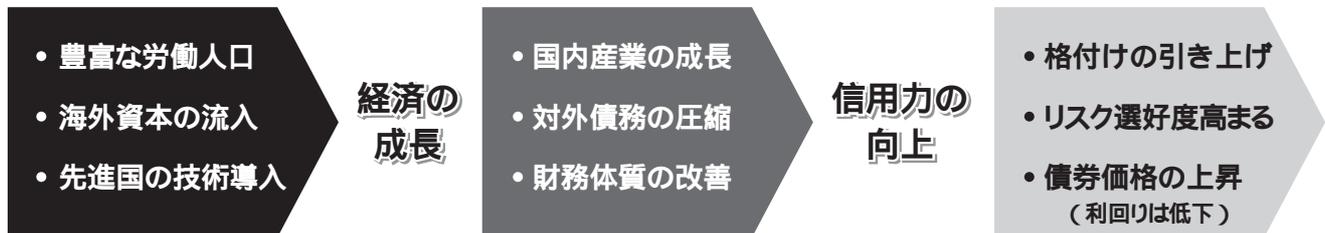
(注)本ファンドがBRICs全ての国の債券に投資するとは限りません。

特
徴

新成長国の経済成長モデル

基礎的な経済成長のモデルにおいて、労働力、資本および生産性は、経済成長の主要3要素といわれるものです。BRICs諸国については、3要素の全てにおいて優位性を持つと考えられます。一方で、他の新成長国についても、同様の経済成長モデルが当てはまる国が存在すると考えられます。

豊富な労働力、海外資本の流入、そして先進国の技術導入による生産性の向上等が相まって、新成長国の経済成長を支えるものと考えられます。



上記は、経済成長に伴い債券の魅力が高まることを例示をもって理解していただくための概念図です。すべてを網羅しているわけではありません。また、景気の後退や政治不安、その他の要因により、上記のとおりになるとは限らず、信用力が悪化し、債券価格が下落することもあります。

*「BRICs(ブリックス)」とは、Brazil(ブラジル)、Russia(ロシア)、India(インド)、China(中国)の頭文字を並べたもので、ゴールドマン・サックス・グループの経済調査部のエコノミストが2003年10月のレポートの中で、初めて使用した言葉です。

ファンドの特徴について知りたい

ファンドの分配金

毎月決算を行い、毎決算時(毎月17日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

ただし、運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

特
徴

分配方針

分配は、組入れ債券から得た利息等収益を主な原資として行いますが、分配水準は、期中の利息等収益や金利動向等を勘案し、委託会社が決定します。

本ファンドは毎月安定的に分配金を支払うことをめざしていますので、基準価額が元本を下回っている場合においても、継続的に分配を行うことを予定しています。

後記「信託約款」をあわせてご覧ください。

ご注意点

[一般コース]

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

[自動けいぞく投資コース]

収益分配金は、税金を差引いた後、各決算日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入後のファンド情報を得るには

基準価額の入手方法

本ファンドの基準価額(1万口当たりで表示されます。)は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:花ポンド)。

運用報告書

年2回(5月および11月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

その他のディスクロージャー資料

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または下記のホームページにおいて入手可能です。

照会先 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 03-6437-6000

(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ www.gsam.co.jp

リスクについて知りたい

値動きの主な要因

本ファンドへの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって元金は保証されていません。

本ファンドは、債券に投資する一般の証券投資信託に比べ、相対的に高いリスク特性を有する商品ですので、十分な投資経験があり、かつ余裕資産で投資する方を対象としております。

主なリスクとして以下のものが挙げられます。

新成長国債券投資に伴うリスク

一般に新成長国は、先進国と比較し以下のものを含むリスクがあると考えられます。

社会・政治体制・経済の安定性の欠如

専制政治

軍の政治・経済への介入

クーデター、内乱

社会的騒乱

隣国との関係の悪化

民族紛争、宗教紛争、人種対立

財産権の不十分な保護、財産の没収・国有化

市場が小規模であることによる非流動性

証券の保管に関する制限

財務・会計情報の入手が困難であることによる投資判断の困難性

決済システムの未発達・未整備

相対的に高い為替変動リスク

このような投資環境にあるため、発行国における有事等（経済危機、政治不安、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、戦争など）の際には、本来想定している運用ができない場合も考えられ、その結果、本ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性があります。本ファンドが投資対象とする新成長国債券は、先進国が発行する債券と比較して高いリスクを有しているといえます。

本ファンドが投資対象とする新成長国の市場は、一般的に流動性が低く、市場環境やその国の政治状況によってはアジア通貨危機で見られたように投資資金を日本円に戻すのに日数がかかる場合があります。その結果、解約代金の支払日が一部解約申込日から起算して5営業日を超える場合があります。また、大量の解約申込があり信託財産中の流動性の高い証券を売却するだけでは解約代金を捻出しきれないような場合など、状況によっては、解約のお申込みを受付けない場合もあります。

債券の信用リスク

債券への投資に際しては、債券の発行体により利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等（これを債務不履行といいます。）の信用リスクを伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。

一般的に、新成長国債券は、先進国が発行する債券よりも、債務不履行の可能性は高く、価格変動幅も大きいと考えられます。

債券の価格変動リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。

金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

為替リスク

本ファンドは外貨建ての債券を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

本ファンドでは、米ドル建て債券以外にも新成長国の自国通貨建て債券に投資することがあるため、先進国の通貨建て債券と比較して、相対的に高い為替変動リスクを有することがあります。

リスクについて知りたい

その他のリスク

取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、スワップ取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

デリバティブ取引のリスク

本ファンドは債券関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的のみならず、投資収益を上げる目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社および投資顧問会社の見通しと異なった場合に本ファンドが損失を被るリスクを伴います。

市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

留意点

解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に不利な価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

お買付およびご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、お買付およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し(ご換金の場合は取消または保留)させていただくことがあります。

この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

留意点(続き)

収益分配方針に関わる留意点

本ファンドは、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)を分配対象収益とし、2005年7月19日以降、毎決算時に、基準価額水準、市場動向等を勘案して収益を分配します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。期中分配は、これをまったく行わなかったと仮定した場合に比べれば、解約時・信託期間終了時の基準価額が低くなる可能性が高いといえます。例えば、期中分配を行った後、解約時・償還時に元本割れしたが、仮に期中分配をまったく行わなかったとすれば元本割れしなかったかもしれない、というような事態が生じる可能性もあります。

本ファンドへの投資による運用成果は基準価額の水準によって大きく変動します。したがって、収益の分配は本ファンドの投資成果として一定の利回りを保証するものでも、示唆するものでもありません。

法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

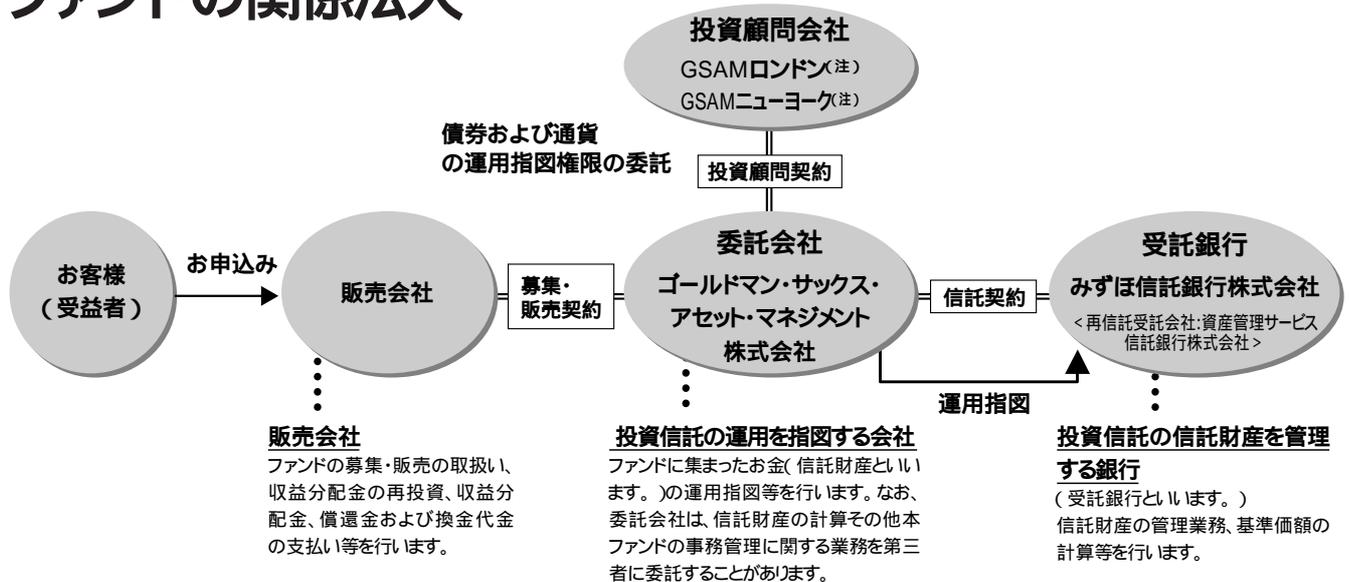
その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

ファンドの運用について知りたい

ファンドの関係法人



(注)本ファンドの投資顧問会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルをGSAMロンドン、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーをGSAMニューヨーク、といひます(以下同じ。)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2008年6月末現在、グループ全体で7,732億米ドル(約82.3兆円*)の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2008年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買取場の仲値(1米ドル=106.42円)により計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



(注)メルボルンはGS JB Wereオフィスです(GS JB Wereはゴールドマン・サックスの関連会社です。)

運用

ファンドの運用について知りたい

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況

1. 資本金

委託会社の資本金の額は4億9,000万円です(2009年2月17日現在)

2. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に変更

3. 本店の所在の場所および代表者の役職氏名

本店の所在の場所: 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

代表者の役職氏名: 代表取締役 土岐 大介

4. 大株主の状況

(2009年2月17日現在)

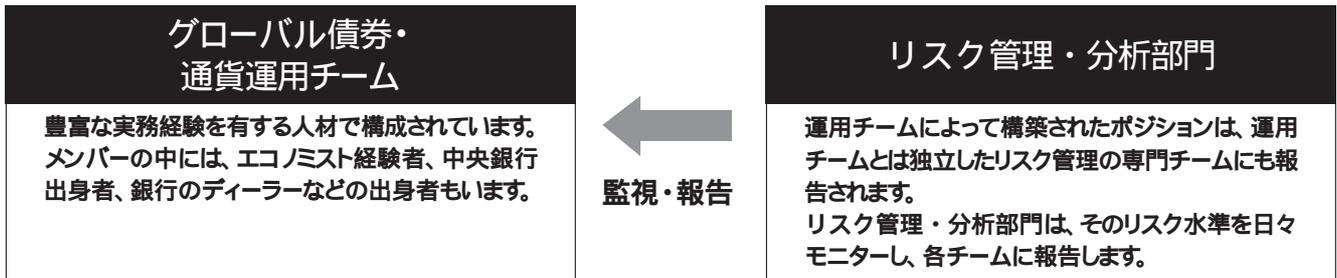
氏名または名称	住 所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ブロード・ストリート85番地	64	1

ファンドの運用について知りたい

運用体制およびリスク管理体制

本ファンドの運用は、GSAMニューヨークおよびGSAMロンドンに属する「グローバル債券・通貨運用チーム」によって行われます。GSAMニューヨークとGSAMロンドンは、全般的な投資戦略の策定を共同で行っているほか、定期的なミーティング等を通じて情報の共有を図り、事実上一つのチームとして運用を行っています。なお、「グローバル債券・通貨運用チーム」には委託会社の債券通貨運用部も属しており、本ファンドの運用の一部を行うことがあります。

また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



(注1)本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2)上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

運用体制に関する社内規則等

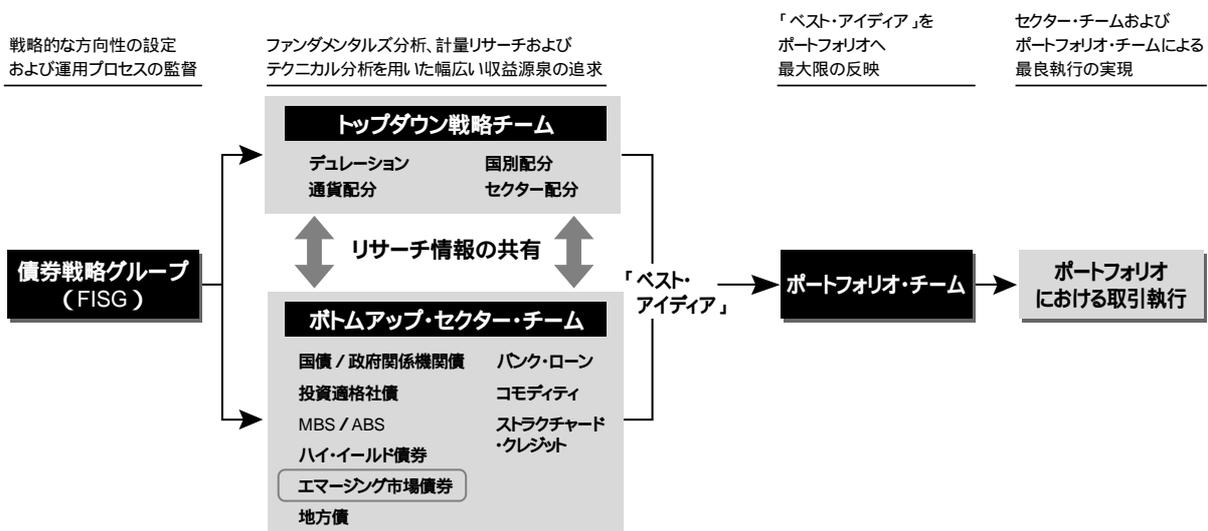
ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)

内部管理体制

委託会社は、投資監督委員会を設置しています。投資監督委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

運用プロセス

本ファンドの運用は、以下のプロセスに従って行われます。



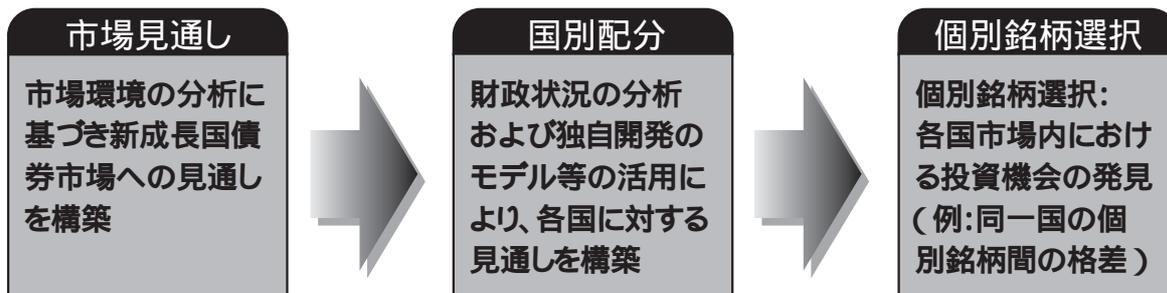
(注)本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また、本運用プロセスは変更される場合があります。

新成長国における有事(経済危機、政治不安、戦争等)の際には、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの運用について知りたい

運用プロセス

本ファンドでは、以下の3つの運用プロセスに沿った運用を行うことで、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。



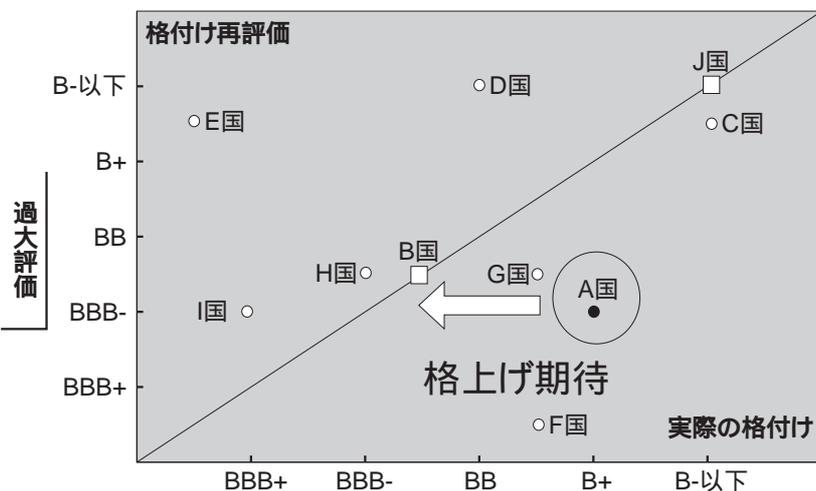
< 国別配分：新成長国の分析 >

運用プロセスにおいて、最も重要な要素となるのが新成長国の分析です。以下のように、様々な角度からの詳細なリサーチに基づき、各国に対する見通しを策定し、魅力的なリターンが期待できる国の債券へ投資します。

- 各国の経済成長の質、安定性
- 財政政策、金融政策、通貨制度
- 負債状況、負債 / GDP比率、流動性
- 各種規制・制度要因、政治リスク
- 割安・割高分析、短期の価格動向
- 独自開発のモデルによる各国の評価

運用

【格付け再評価例：実際の格付けとの比較】



例えば、A国の実際の格付けは、B+格ですが、独自開発のモデルによる再評価格付けは BBB- 格となっています。つまり、実際の格付けは、モデルによる再評価格付けよりも過小評価されているといえ、投資機会が存在するといえます。

上記はイメージ図です。

新成長国における有事(経済危機、政治不安、戦争等)の際には、上記のような運用ができない場合があります。

買付について知りたい

お買付のお申込み

販売会社の本・支店および営業所にて、毎営業日*1受け付けます。毎営業日の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)*2までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

- *1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)を除きます。
- *2 販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。どちらかのコースをお選びください(ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。)一度お選びいただいたコースは途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(販売会社によって名称が異なる場合があります。)を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

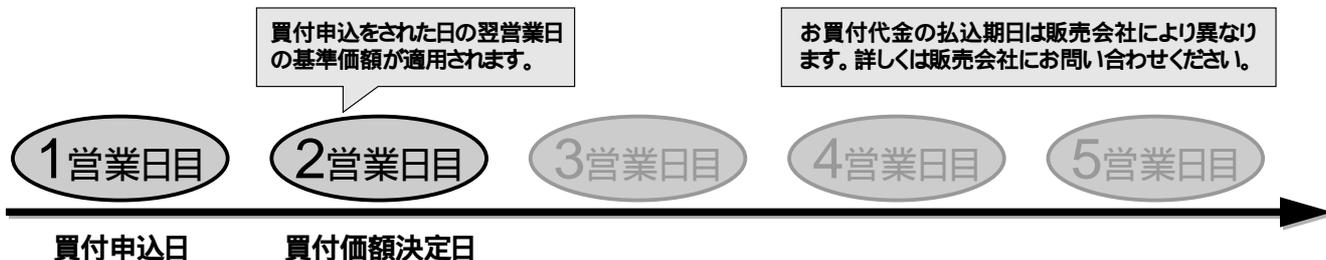
お買付の価額

お買付の価額は、買付申込をされた日の翌営業日の基準価額が適用されます。
 お買付にかかる費用については「ファンドの費用/税金について知りたい」をご覧ください。

お買付の単位

販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お買付の流れ



お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。
 お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
 お買付のお申込みの受付を中止することまたはすでに受付けたお買付のお申込みを取消する場合があります。詳しくは「リスクについて知りたい/留意点/お買付およびご換金の制限に関わる留意点」をご覧ください。
 販売会社につきましては、13ページ掲載の照会先でご確認ください。

買付

換金について知りたい

ご換金のお申込み

お買付いただいた販売会社にて、毎営業日*¹受け付けます。毎営業日の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)²までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

ご換金の価額

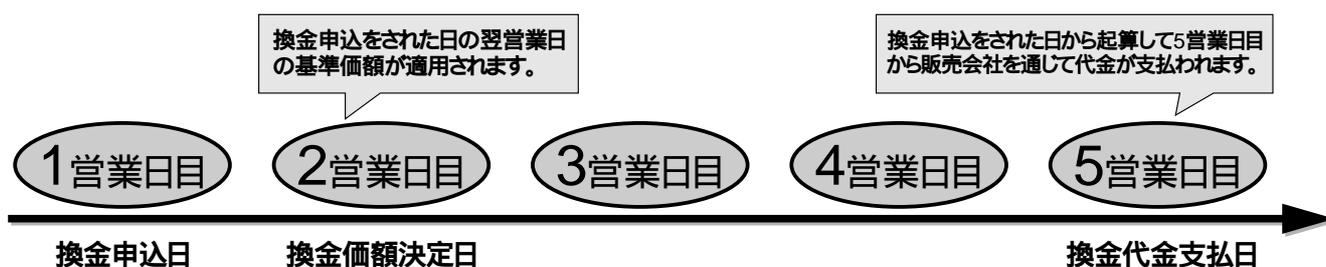
ご換金は、解約請求により行うことができます。

ご換金のお手取額は、換金申込日の翌営業日の基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります(詳しくは、「ファンドの費用/税金について知りたい」をご覧ください。)

ご換金の単位

販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ご換金の流れ



ご換金のお申込みの受付を中止することまたはすでに受付けたご換金のお申込みを取消しまたは保留する場合があります。詳しくは、「リスクについて知りたい/留意点/お買付およびご換金の制限に関わる留意点」をご覧ください。

ご注意点

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用 / 税金について知りたい

本ファンドの費用 / 税金については下記をご参照ください。なお、税法が改正された場合には、下記内容が変更になることがあります。

	費用	税金 ^{*1}																														
お買付時^{*2}	3.15%(税込)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額に乗じて得た額が申込手数料となります。																															
投資期間中 (運用費用の内訳)	<p>信託報酬は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.5225%(税込)の率を乗じて得た額とし、配分は以下の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託銀行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各販売会社の取扱に係る純資産総額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100億円以下の部分</td> <td>年率 1.5225% (税込)</td> <td>年率 0.7350% (税込)</td> <td>年率 0.6825% (税込)</td> <td>年率 0.1050% (税込)</td> </tr> <tr> <td>100億円超300億円以下の部分</td> <td>年率 1.5225% (税込)</td> <td>年率 0.7350% (税込)</td> <td>年率 0.7035% (税込)</td> <td>年率 0.0840% (税込)</td> </tr> <tr> <td>300億円超500億円以下の部分</td> <td>年率 1.5225% (税込)</td> <td>年率 0.7350% (税込)</td> <td>年率 0.7245% (税込)</td> <td>年率 0.0630% (税込)</td> </tr> <tr> <td>500億円超の部分</td> <td>年率 1.5225% (税込)</td> <td>年率 0.7350% (税込)</td> <td>年率 0.7350% (税込)</td> <td>年率 0.0525% (税込)</td> </tr> </tbody> </table> <p>監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。詳しくは、後記「その他の費用について」をご覧ください。</p>	支払先	合計	委託会社	販売会社	受託銀行	各販売会社の取扱に係る純資産総額					100億円以下の部分	年率 1.5225% (税込)	年率 0.7350% (税込)	年率 0.6825% (税込)	年率 0.1050% (税込)	100億円超300億円以下の部分	年率 1.5225% (税込)	年率 0.7350% (税込)	年率 0.7035% (税込)	年率 0.0840% (税込)	300億円超500億円以下の部分	年率 1.5225% (税込)	年率 0.7350% (税込)	年率 0.7245% (税込)	年率 0.0630% (税込)	500億円超の部分	年率 1.5225% (税込)	年率 0.7350% (税込)	年率 0.7350% (税込)	年率 0.0525% (税込)	
支払先	合計	委託会社	販売会社	受託銀行																												
各販売会社の取扱に係る純資産総額																																
100億円以下の部分	年率 1.5225% (税込)	年率 0.7350% (税込)	年率 0.6825% (税込)	年率 0.1050% (税込)																												
100億円超300億円以下の部分	年率 1.5225% (税込)	年率 0.7350% (税込)	年率 0.7035% (税込)	年率 0.0840% (税込)																												
300億円超500億円以下の部分	年率 1.5225% (税込)	年率 0.7350% (税込)	年率 0.7245% (税込)	年率 0.0630% (税込)																												
500億円超の部分	年率 1.5225% (税込)	年率 0.7350% (税込)	年率 0.7350% (税込)	年率 0.0525% (税込)																												
ご換金時 (解約請求による場合)		<p>《2008年12月31日まで》 個別元本超過額 × 10%^{*3} 《2009年1月1日以降》 譲渡益 × 20%^{*3}</p>																														
収益分配金受取時		<p>《2008年12月31日まで》 普通分配金 × 10%^{*3} 《2009年1月1日以降》 普通分配金 × 20%^{*3}</p>																														
ファンドの償還時		<p>《2008年12月31日まで》 個別元本超過額 × 10%^{*3} 《2009年1月1日以降》 譲渡益 × 20%^{*3}</p>																														

*1 上記は個人の受益者の場合です。法人の受益者の場合については、後記「分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 自動引き落とし投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

*3 2009年および2010年の2年間については、一定の金額までは10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。2011年1月1日以降は、金額の多寡にかかわらず、20%(所得税15%、地方税5%)となります。詳しくは、後記「分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

ファンドの費用 / 税金について知りたい

その他の費用について

信託報酬のほかに、本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)
 株式等の売買委託手数料、先物取引またはオプション取引等に要する費用
 外貨建資産の保管費用
 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
 信託財産に関する租税
 その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。)

から 記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記 記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。上記 記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から委託会社に対して支払われます。

個別元本について

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、後記「分配金の課税について」をご覧ください。)

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」があります。「普通分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本と同額または上回っている場合の分配金をいいます。「特別分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本を下回っている場合、その下回った部分の分配金をいいます。

個人の受益者に対する課税

<2008年12月31日まで>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉分離課税が行われます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。これらについては収益の多寡を問わず確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば総合課税となります。なお、その場合、配当控除の適用はありません。

<2009年1月1日以降>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税(配当控除の適用なし)または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、2009年1月1日から2010年12月31日までの間において、年間に受け取る上場株式等の配当等(上場株式(上場ETF、上場REITを含みます。以下同じ。))の配当金および公募株式投資信託の普通分配金などの合計額が100万円を超える場合(同一の支払者からの年間の支払総額が1万円以下のものは除きます。)、確定申告が必要となります。この場合、100万円以下の部分の税率は10%(所得税7%、地方税3%)ですが、100万円を超える部分の税率は20%(所得税15%、地方税5%)となります。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限ります。)、上場株式等の譲渡による損失(公募株式投資信託の買取差損・解約(償還)差損を含みます。))との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%(所得税15%)となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用 / 税金について知りたい

換金時および償還時の課税について

個人の受益者に対する課税

<2008年12月31日まで>

一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉分離課税が行われます。これらについては収益の多寡を問わず確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば総合課税となります。

また、買取差損益または解約（償還）差損が発生した場合は、確定申告を行うことにより株式等（特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）を含みます。）の譲渡による所得または損失との損益通算が可能であり、その年に控除しきれない損失については、翌年以降3年間にわたり、他の上場株式等の譲渡による所得からの控除が可能です。公募株式投資信託の解約（償還）差益との損益通算については、その解約（償還）差益が、株式譲渡益ではなく配当所得として課税されるため、行うことができません。

<2009年1月1日以降>

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間は10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

なお、2009年1月1日から2010年12月31日までの間においては、年間に発生する買取差損益および解約（償還）差損益を含めた上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、500万円以下の部分の税率は10%（所得税7%、地方税3%）ですが、500万円を超える部分の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となります。

また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%（所得税15%）となります。

税法が改正された場合には、上記内容が変更になることがあります。

その他

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド(本ファンド)とし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。(ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。)

商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



(注)損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

マザーファンドの運用方針

- ・主として新成長国の政府・政府関係機関が発行する米ドル建ての債券に投資します。
- ・米ドル建ての債券を中心に投資を行いますが、その他の新成長国通貨を含むいずれの通貨建ての証券にも投資することができます。
- ・なお、米ドル以外の通貨建証券に関しては、原則として米ドルに為替ヘッジします。
- ・新成長国単一国への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
- ・GSAMニューヨークおよびGSAMロンドンに債券および通貨の運用の指図に関する権限(デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。)を委託します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

信託の終了・約款の変更等

信託の終了

本ファンドは以下の場合には、所定の手続き*を経て終了することがあります。

- (1) 受益権総口数が、30億口を下回るようになった場合
- (2) 監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき
- (3) 委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし他の投資信託委託会社が委託者の業務を引き継ぐときを除きます。)
- (4) 受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。)
- (5) 受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないとき
- (6) 委託会社が、信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、または正当な理由があるときで、受託銀行と合意する場合

* 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

その他

約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます*。

*委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

前記「信託の終了」に規定する信託契約の解約または前記「約款変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、前記「信託の終了」または前記「約款変更」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

その他の契約の変更について

(1) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(2) 投資顧問契約

委託会社とGSAMロンドンおよびGSAMニューヨークの間の基本会社間投資顧問契約(以下「投資顧問契約」といいます。)には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

受益者の権利等

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者がその自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「換金について知りたい」をご覧ください。一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日(一般コースの場合)および交付開始前(自動けいぞく投資コースの場合)までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

その他

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(6) 換金手続等

前記「換金について知りたい」をご覧ください。

国内投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益権の名義書換

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

(4) その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

投資制限

(1) 約款上の主な投資制限

外貨建資産の組入れについては制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への投資は転換社債を転換、新株引受権を行使および新株予約権(会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限り、株式への実質投資割合は、信託財産の10%以下とします。

同一銘柄の債券への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。ただし、国債、政府関係機関債(委託会社またはその運用の外部委託先が政府関係機関債と同等の信用度を有するとみなす債券を含みます。)および短期金融商品についてはかかる上限は適用されないものとします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。

新成長国の現地通貨建資産への実質投資割合は、信託財産の30%以下とします。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。(有価証券の借入れ)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。(資金の借入れ)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。(信用取引)

詳細およびその他約款上の投資制限については、後記「信託約款」をご覧ください。

(2) 法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)。

その他

その他の情報について

申 込 期 間	2008年8月16日から2009年 8月17日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
募 集 総 額	5,000億円を上限とします。
有価証券届出書の 写しを縦覧に供する 場 所	該当事項はありません。
振替制度について	<p>本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</p> <p>振替受益権においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターで管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピューター上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。</p> <p>委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。</p>
振替機関に関する 事 項	株式会社 証券保管振替機構
格 付	格付けは取得しておりません。

「請求目論見書」の項目

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5)その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

「請求目論見書」とは、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。

ファンドの海外休業日

ロンドンまたはニューヨークの休業日

2009年	4月10日	復活祭（聖金曜日）（ロンドン、ニューヨーク）
	4月13日	復活祭（月曜日）（ロンドン）
	5月4日	メーデー（ロンドン）
	5月25日	一般公休日（ロンドン）、戦没者記念日（ニューヨーク）
	7月3日	独立記念日（ニューヨーク）
	8月31日	一般公休日（ロンドン）

2009年2月17日現在、委託会社が認識し得る2009年8月末までの「ロンドンまたはニューヨークの休業日」です。（休業日は変更されることがありますので、必ず事前に販売会社までお問い合わせください。）

用語集

委託会社(いたくがいしゃ)

ファンドの設定・運用、目論見書・運用報告書の作成等を担当する会社(運用会社)を指します。

運用報告書(うんようほうこくしょ)

ファンドの運用内容に関する情報を記載した報告書です。投資信託法の定めによって、ファンドの決算時(年2回以上決算があるファンドについては年2回)および償還時に委託会社(運用会社)が作成し、販売会社を通じて受益者に送られます。運用報告書には、設定来の運用経過、投資環境の説明、組入れ有価証券の明細など、運用状況についての情報が記載されています。

解約価額(かいやくかがく)

途中解約する際に用いる価額で、解約金は解約口数に解約価額を乗じて計算されます。解約価額はファンドの基準価額から信託財産留保額を差引いた価額になります。ただし、信託財産留保額がないファンドでは基準価額と同じ価額となります。

格付け(かくづけ)

債券の発行体の元利金支払いに対する確実性を第三者機関が評価したものです。格付けが高いほど、元利金支払いの確実性が高いことを意味します。

「信用リスク」、「投資適格債券」

基準価額(きじゅんかがく)

ファンドの時価を表すものです。基準価額は、その日のファンドの純資産総額を総口数で割って計算され、日々変動します。一般的に、当初1口が1万円のファンドは1口当たりの価額、当初1口が1円のファンドは1万口当たりの価額で表示されます。

債務不履行(さいむふりこう)

債券の発行体が支払期日において元利金の支払いを行わない状態を債務不履行(デフォルト)といいます。この場合、通常債券の投資家が投資元本を回収できないことになり、損失を被ります。

「信用リスク」、「格付け」

受託銀行(じゅたくぎんこう)

ファンドの信託財産を保管・管理する信託銀行を指します。

信託報酬(しんたくほうしゅう)

信託財産から、ファンドの運営にかかわる委託会社等に対して支払われる報酬です。信託報酬は、通常、日々の純資産総額に対して定率で差引かれます。委託会社のファンド運用に対する報酬、販売会社の収益分配金や償還金の支払い等代行業務に対する報酬、受託銀行のファンド管理・保管に対する報酬などが含まれます。料率の内訳は目論見書に記載されています。

信用リスク(しんようリスク)

債券の発行体が債務不履行(デフォルト)に陥る可能性のことです。債券の元利金支払いの確実性が高いほど、信用リスクが低いと言えます。

「格付け」、「債務不履行」、「投資適格債券」

投資適格債券(とうしてきかくさいけん)

発行体の格付けがある一定の水準を満たしている債券のことで、BBB格(スタンダード・アンド・プアーズ)およびBaa格(ムーディーズ)相当以上の債券を指します。格付けがそれより低い債券は投機的格付け債(高利回り債)と呼ばれ、信用リスクにおいて投資適格債券とは差があります。

「信用リスク」、「格付け」

販売会社(はんばいがいしゃ)

主にファンドの募集・販売の取扱い、換金請求の受付、分配金・償還金・換金代金の支払いなどを行う金融機関を指します。

GS新成長国債券ファンド

愛称：花ボンド

運用状況

(1) 投資状況

(2008年11月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	—	23,251,729,075	100.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△10,641,051	△0.05
合計(純資産総額)	—	23,241,088,024	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(2008年11月28日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	GS新成長国債券マザーファンド	27,779,843,579	0.8356	23,215,610,612	0.8370	23,251,729,075	100.05

種類別及び業種別投資比率 (2008年11月28日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.05
合計	100.05

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

(2008年11月28日現在)

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(2008年11月28日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<GS新成長国債券マザーファンド>

(2008年11月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)	
国債証券	マレーシア	609,478,655	2.57	
	フィリピン	1,536,369,186	6.49	
	インドネシア	1,161,546,658	4.91	
	アルゼンチン	754,422,056	3.19	
	メキシコ	1,452,084,082	6.13	
	ブラジル	2,010,173,542	8.49	
	韓国	230,695,130	0.97	
	トルコ	1,475,553,199	6.23	
	エクアドル	136,961,367	0.58	
	ガーナ	64,737,904	0.27	
	コロンビア	451,727,450	1.91	
	パキスタン	78,008,410	0.33	
	ペルー	608,241,079	2.57	
	南アフリカ	165,991,196	0.70	
	トリニダードトバゴ	95,897,444	0.41	
	ウルグアイ	696,672,176	2.94	
	ベネズエラ	771,514,162	3.26	
	ロシア	2,075,156,634	8.76	
	ドミニカ	286,474,399	1.21	
	エルサルバドル	182,118,348	0.77	
	レバノン	429,512,005	1.81	
	パナマ	407,611,856	1.72	
	ウクライナ	650,560,522	2.75	
	セルビア	148,679,348	0.63	
	イラク	207,875,932	0.88	
	ブルガリア共和国	49,355,964	0.21	
	ガボン共和国	179,710,740	0.76	
	小計	16,917,129,444	71.45	
	特殊債券	マレーシア	75,918,329	0.32
		インドネシア	285,569,060	1.21
		コロンビア	152,328,246	0.64
		トリニダードトバゴ	568,903,273	2.40
		ベネズエラ	464,200,198	1.96
ロシア		335,249,860	1.42	
カザフスタン		739,035,133	3.12	
ウクライナ		36,782,900	0.16	
小計		2,657,986,999	11.23	
社債券		バミューダ	105,323,296	0.44
		ブラジル	87,179,083	0.37
		南アフリカ	177,425,710	0.75
	小計	369,928,089	1.56	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	3,732,636,354	15.76	
合計(純資産総額)	—	23,677,680,886	100.00	

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<GS新成長国債券マザーファンド>

① 投資有価証券の主要銘柄

(2008年11月28日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ロシア	国債証券	RUSSIA (FLOAT/SINK)	26,528,600	7,936.32	210,536,516	7,822.33	2,075,156,634	7.5	2030/3/21	8.76
2	ブラジル	国債証券	BRAZIL REP OF 8.75%	9,810,000	9,888.39	970,051,059	10,366.09	1,016,913,429	8.75	2025/2/4	4.29
3	トルコ	国債証券	TURKEY REP OF 6.75%	10,810,000	7,547.66	815,902,046	7,738.74	836,557,794	6.75	2018/4/3	3.53
4	ウルグアイ	国債証券	URUGUAY 8% (SINK)	9,114,928	7,452.11	679,255,372	7,643.19	696,672,176	8	2022/11/18	2.94
5	フィリピン	国債証券	PHILIPPINES REP 10.625%	6,580,000	10,222.78	672,658,924	10,318.32	678,945,456	10.625	2025/3/16	2.87
6	ベネズエラ	国債証券	VENEZUELA 6%	15,370,000	3,824.14	587,771,634	4,012.68	616,748,916	6	2020/12/9	2.60
7	フィリピン	国債証券	PHILIPPINES REP 7.5% (S)	7,560,000	8,120.90	613,940,040	8,120.90	613,940,040	7.5	2024/9/25	2.59
8	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 7.5%	6,070,000	10,001.13	607,068,939	10,040.83	609,478,655	7.5	2011/7/15	2.57
9	ペルー	国債証券	REP OF PERU 6.55% (SINK)	8,110,000	7,479.92	606,621,676	7,499.89	608,241,079	6.55	2037/3/14	2.57
10	インドネシア	国債証券	INDONESIA REP 7.75%	9,730,000	6,353.41	618,186,793	6,019.02	585,650,646	7.75	2038/1/17	2.47
11	トリニダードトバゴ	特殊債券	PETROFIN 6% (SINK)	7,245,000	7,839.41	567,965,290	7,852.35	568,903,273	6	2022/5/8	2.40
12	トルコ	国債証券	TURKEY REP OF 7.25%	6,750,000	6,788.86	458,248,056	7,213.27	486,895,725	7.25	2038/3/5	2.06
13	メキシコ	国債証券	MEXICAN USD STS 7.5%	4,980,000	8,718.02	434,157,645	9,017.06	449,049,846	7.5	2033/4/8	1.90
14	レバノン	国債証券	LEBANESE REP 4% SINK	5,662,000	7,536.34	426,707,974	7,585.87	429,512,005	4	2017/12/31	1.81
15	ブラジル	国債証券	BRAZIL REP OF 8% (SINK)	4,190,000	9,649.54	404,315,726	9,864.50	413,322,759	8	2018/1/15	1.75
16	ブラジル	国債証券	BRAZIL REP OF 6%	4,595,000	8,550.82	392,910,638	8,885.22	408,275,859	6	2017/1/17	1.72
17	アルゼンチン	国債証券	ARG BODEN 7%(FLAT)	14,550,000	2,187.86	318,334,503	2,474.48	360,037,713	7	2015/10/3	1.52
18	メキシコ	国債証券	MEXICAN USD STS 8.375%	3,080,000	10,175.01	313,390,308	10,259.08	315,979,824	8.375	2011/1/14	1.33
19	パナマ	国債証券	PANAMA 6.7% (SINK)	3,990,000	7,452.12	297,339,588	7,452.12	297,339,588	6.7	2036/1/26	1.26
20	ドミニカ	国債証券	DOMINICAN REP (SI/PIK)	5,169,786.31	5,541.31	286,474,399	5,541.31	286,474,399	9.04	2018/1/23	1.21
21	アルゼンチン	国債証券	BONAR 7% (FLAT)	8,400,000	2,761.10	231,932,904	3,334.34	280,085,064	7	2011/3/28	1.18
22	メキシコ	国債証券	MEXICAN USD STS 8.2%	2,800,000	9,458.46	264,836,880	9,781.38	273,878,785	8.2	2031/8/15	1.16
23	コロンビア	国債証券	COLOMBIA REP OF 8.375%	3,027,000	8,789.67	266,063,613	8,885.21	268,959,609	8.375	2027/2/15	1.14
24	カザフスタン	特殊債券	KAZMUNAIGAZ FINA 8.375%	3,500,000	7,258.97	254,064,171	7,323.09	256,308,263	8.375	2013/7/2	1.08
25	ウクライナ	国債証券	UKRAINE GOVT 6.875%	4,080,000	6,114.56	249,474,048	5,875.71	239,728,968	6.875	2011/3/4	1.01
26	ウクライナ	国債証券	UKRAINE GOVT 7.65%	4,460,000	5,350.24	238,620,704	4,920.31	219,445,826	7.65	2013/6/11	0.93
27	ベネズエラ	特殊債券	PETROLES DE VEN 5.25%	5,940,000	3,343.90	198,627,660	3,630.52	215,652,888	5.25	2017/4/12	0.91
28	イラク	国債証券	REP OF IRAQ 5.8% (SINK)	4,730,000	4,777.00	225,952,100	4,394.84	207,875,932	5.8	2028/1/15	0.88
29	インドネシア	特殊債券	MAJAPAHIT HOLD 7.75%	3,820,000	5,732.40	218,977,680	5,254.70	200,729,540	7.75	2016/10/17	0.85
30	メキシコ	国債証券	MEXICAN USD STS 5.625%	2,310,000	8,455.29	195,317,199	8,622.48	199,179,403	5.625	2017/1/15	0.84

GS新成長国債券ファンド

愛称：花ボンド

種類別及び業種別投資比率 (2008年11月28日現在)

種類	投資比率 (%)
国債証券	71.45
特殊債券	11.23
社債券	1.56
合計	84.24

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

(2008年11月28日現在)
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(2008年11月28日現在)
該当事項はありません。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配額)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額 (円) (分配額)	1口当たり純 資産額 (円) (分配付)
第31期	(2008年1月17日)	36,606	36,880	0.9369	0.9439
第32期	(2008年2月18日)	36,340	36,614	0.9285	0.9355
第33期	(2008年3月17日)	32,758	33,033	0.8322	0.8392
第34期	(2008年4月17日)	34,649	34,926	0.8763	0.8833
第35期	(2008年5月19日)	35,657	35,938	0.8898	0.8968
第36期	(2008年6月17日)	36,725	37,009	0.9084	0.9154
第37期	(2008年7月17日)	35,087	35,372	0.8597	0.8667
第38期	(2008年8月18日)	37,080	37,367	0.9050	0.9120
第39期	(2008年9月17日)	34,008	34,294	0.8317	0.8387
第40期	(2008年10月17日)	26,245	26,528	0.6488	0.6558
第41期	(2008年11月17日)	23,220	23,503	0.5734	0.5804
	2007年11月末日	37,248	—	0.9614	—
	2007年12月末日	38,917	—	0.9994	—
	2008年1月末日	36,367	—	0.9316	—
	2008年2月末日	35,514	—	0.9066	—
	2008年3月末日	33,759	—	0.8567	—
	2008年4月末日	35,498	—	0.8922	—
	2008年5月末日	36,172	—	0.8996	—
	2008年6月末日	35,751	—	0.8802	—
	2008年7月末日	36,413	—	0.8920	—
	2008年8月末日	36,825	—	0.8997	—
	2008年9月末日	32,369	—	0.7942	—
	2008年10月末日	23,010	—	0.5703	—
	2008年11月末日	23,241	—	0.5736	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

2008年11月28日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配額)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額 (円) (分配額)	1口当たり純 資産額 (円) (分配付)
第1期	(2005年7月19日)	2,935	2,952	1.0346	1.0406
第2期	(2005年8月17日)	4,761	4,789	1.0127	1.0187
第3期	(2005年9月20日)	7,021	7,062	1.0481	1.0541
第4期	(2005年10月17日)	7,996	8,042	1.0432	1.0492
第5期	(2005年11月17日)	10,880	10,945	1.0999	1.1064
第6期	(2005年12月19日)	14,070	14,162	1.0743	1.0813
第7期	(2006年1月17日)	16,669	16,777	1.0805	1.0875
第8期	(2006年2月17日)	19,539	19,661	1.1206	1.1276
第9期	(2006年3月17日)	21,138	21,467	1.0928	1.1098
第10期	(2006年4月17日)	23,584	23,737	1.0799	1.0869
第11期	(2006年5月17日)	23,699	23,866	0.9957	1.0027
第12期	(2006年6月19日)	25,862	26,038	1.0295	1.0365
第13期	(2006年7月18日)	27,360	27,544	1.0444	1.0514
第14期	(2006年8月17日)	29,373	29,566	1.0663	1.0733
第15期	(2006年9月19日)	31,179	31,525	1.0806	1.0926
第16期	(2006年10月17日)	32,908	33,118	1.0949	1.1019
第17期	(2006年11月17日)	34,543	34,762	1.1015	1.1085
第18期	(2006年12月18日)	34,993	35,536	1.0958	1.1128
第19期	(2007年1月17日)	36,411	36,640	1.1144	1.1214
第20期	(2007年2月19日)	36,844	37,078	1.1031	1.1101
第21期	(2007年3月19日)	36,722	37,135	1.0696	1.0816
第22期	(2007年4月17日)	38,799	39,046	1.1001	1.1071
第23期	(2007年5月17日)	39,959	40,210	1.1157	1.1227
第24期	(2007年6月18日)	39,933	40,551	1.0988	1.1158
第25期	(2007年7月17日)	39,677	39,935	1.0778	1.0848
第26期	(2007年8月17日)	36,078	36,340	0.9616	0.9686
第27期	(2007年9月18日)	38,130	38,397	0.9990	1.0060
第28期	(2007年10月17日)	39,678	39,947	1.0310	1.0380
第29期	(2007年11月19日)	37,784	38,056	0.9730	0.9800
第30期	(2007年12月17日)	38,553	38,825	0.9899	0.9969

② 分配の推移

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	自 2005年6月2日 至 2005年7月19日	0.0060
第2期	自 2005年7月20日 至 2005年8月17日	0.0060
第3期	自 2005年8月18日 至 2005年9月20日	0.0060
第4期	自 2005年9月21日 至 2005年10月17日	0.0060
第5期	自 2005年10月18日 至 2005年11月17日	0.0065
第6期	自 2005年11月18日 至 2005年12月19日	0.0070
第7期	自 2005年12月20日 至 2006年1月17日	0.0070
第8期	自 2006年1月18日 至 2006年2月17日	0.0070
第9期	自 2006年2月18日 至 2006年3月17日	0.0170
第10期	自 2006年3月18日 至 2006年4月17日	0.0070
第11期	自 2006年4月18日 至 2006年5月17日	0.0070
第12期	自 2006年5月18日 至 2006年6月19日	0.0070
第13期	自 2006年6月20日 至 2006年7月18日	0.0070
第14期	自 2006年7月19日 至 2006年8月17日	0.0070
第15期	自 2006年8月18日 至 2006年9月19日	0.0120
第16期	自 2006年9月20日 至 2006年10月17日	0.0070
第17期	自 2006年10月18日 至 2006年11月17日	0.0070
第18期	自 2006年11月18日 至 2006年12月18日	0.0170
第19期	自 2006年12月19日 至 2007年1月17日	0.0070
第20期	自 2007年1月18日 至 2007年2月19日	0.0070
第21期	自 2007年2月20日 至 2007年3月19日	0.0120
第22期	自 2007年3月20日 至 2007年4月17日	0.0070

GS新成長国債券ファンド

愛称：花ボンド

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第23期	自 2007年4月18日 至 2007年5月17日	0.0070
第24期	自 2007年5月18日 至 2007年6月18日	0.0170
第25期	自 2007年6月19日 至 2007年7月17日	0.0070
第26期	自 2007年7月18日 至 2007年8月17日	0.0070
第27期	自 2007年8月18日 至 2007年9月18日	0.0070
第28期	自 2007年9月19日 至 2007年10月17日	0.0070
第29期	自 2007年10月18日 至 2007年11月19日	0.0070
第30期	自 2007年11月20日 至 2007年12月17日	0.0070
第31期	自 2007年12月18日 至 2008年1月17日	0.0070
第32期	自 2008年1月18日 至 2008年2月18日	0.0070
第33期	自 2008年2月19日 至 2008年3月17日	0.0070
第34期	自 2008年3月18日 至 2008年4月17日	0.0070
第35期	自 2008年4月18日 至 2008年5月19日	0.0070
第36期	自 2008年5月20日 至 2008年6月17日	0.0070
第37期	自 2008年6月18日 至 2008年7月17日	0.0070
第38期	自 2008年7月18日 至 2008年8月18日	0.0070
第39期	自 2008年8月19日 至 2008年9月17日	0.0070
第40期	自 2008年9月18日 至 2008年10月17日	0.0070
第41期	自 2008年10月18日 至 2008年11月17日	0.0070

期	計算期間	収益率(%)
第23期	自 2007年4月18日 至 2007年5月17日	2.1
第24期	自 2007年5月18日 至 2007年6月18日	0.0
第25期	自 2007年6月19日 至 2007年7月17日	△1.3
第26期	自 2007年7月18日 至 2007年8月17日	△10.1
第27期	自 2007年8月18日 至 2007年9月18日	4.6
第28期	自 2007年9月19日 至 2007年10月17日	3.9
第29期	自 2007年10月18日 至 2007年11月19日	△4.9
第30期	自 2007年11月20日 至 2007年12月17日	2.5
第31期	自 2007年12月18日 至 2008年1月17日	△4.6
第32期	自 2008年1月18日 至 2008年2月18日	△0.1
第33期	自 2008年2月19日 至 2008年3月17日	△9.6
第34期	自 2008年3月18日 至 2008年4月17日	6.1
第35期	自 2008年4月18日 至 2008年5月19日	2.3
第36期	自 2008年5月20日 至 2008年6月17日	2.9
第37期	自 2008年6月18日 至 2008年7月17日	△4.6
第38期	自 2008年7月18日 至 2008年8月18日	6.1
第39期	自 2008年8月19日 至 2008年9月17日	△7.3
第40期	自 2008年9月18日 至 2008年10月17日	△21.1
第41期	自 2008年10月18日 至 2008年11月17日	△10.5

③ 収益率の推移

期	計算期間	収益率(%)
第1期	自 2005年6月2日 至 2005年7月19日	4.1
第2期	自 2005年7月20日 至 2005年8月17日	△1.5
第3期	自 2005年8月18日 至 2005年9月20日	4.1
第4期	自 2005年9月21日 至 2005年10月17日	0.1
第5期	自 2005年10月18日 至 2005年11月17日	6.1
第6期	自 2005年11月18日 至 2005年12月19日	△1.7
第7期	自 2005年12月20日 至 2006年1月17日	1.2
第8期	自 2006年1月18日 至 2006年2月17日	4.4
第9期	自 2006年2月18日 至 2006年3月17日	△1.0
第10期	自 2006年3月18日 至 2006年4月17日	△0.5
第11期	自 2006年4月18日 至 2006年5月17日	△7.1
第12期	自 2006年5月18日 至 2006年6月19日	4.1
第13期	自 2006年6月20日 至 2006年7月18日	2.1
第14期	自 2006年7月19日 至 2006年8月17日	2.8
第15期	自 2006年8月18日 至 2006年9月19日	2.5
第16期	自 2006年9月20日 至 2006年10月17日	2.0
第17期	自 2006年10月18日 至 2006年11月17日	1.2
第18期	自 2006年11月18日 至 2006年12月18日	1.0
第19期	自 2006年12月19日 至 2007年1月17日	2.3
第20期	自 2007年1月18日 至 2007年2月19日	△0.4
第21期	自 2007年2月20日 至 2007年3月19日	△1.9
第22期	自 2007年3月20日 至 2007年4月17日	3.5

財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。
- 「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けており、当該監査報告書は当有価証券届出書に添付されております。

GS新成長国債券ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	前期 (2008年5月19日現在)	当期 (2008年11月17日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		35,986,875,736	23,535,418,459
未収入金		6,616,368	9,195,755
流動資産合計		35,993,492,104	23,544,614,214
資産合計		35,993,492,104	23,544,614,214
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		280,533,916	283,449,806
未払解約金		6,616,368	9,195,755
未払委託者報酬		2,700,000	1,874,844
未払委託者報酬		44,752,710	28,873,979
その他未払費用		897,293	785,332
流動負債合計		335,500,287	324,179,716
負債合計		335,500,287	324,179,716
純資産の部			
元本等			
元本		40,076,273,723	40,492,829,512
剰余金			
期末剰余金又は期末次損金(△)		△4,418,281,906	△17,272,395,014
(分配準備積立金)		18,818,906	100,271
元本等合計		35,657,991,817	23,220,434,498
純資産合計		35,657,991,817	23,220,434,498
負債純資産合計		35,993,492,104	23,544,614,214

GS新成長国債ファンド

愛称：花ボンド

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	前期	当期
		自 2007年11月20日 至 2008年5月19日	自 2008年5月20日 至 2008年11月17日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		△1,325,301,796	△10,885,274,523
営業収益合計		△1,325,301,796	△10,885,274,523
営業費用			
受託者報酬		15,532,342	14,541,007
委託者報酬		258,791,168	238,585,325
その他費用		4,950,204	4,574,302
営業費用合計		279,273,714	257,700,634
営業損失 (△)		△1,604,575,510	△11,142,975,157
経常損失 (△)		△1,604,575,510	△11,142,975,157
当期純損失 (△)		△1,604,575,510	△11,142,975,157
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		△6,855,626	△57,328,463
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△1,049,584,367	△4,418,281,906
剰余金増加額又は欠損金減少額		108,283,045	332,729,732
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		108,283,045	332,729,732
剰余金減少額又は欠損金増加額		226,285,916	392,848,610
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		226,285,916	392,848,610
分配金		1,652,974,784	1,708,347,536
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△4,418,281,906	△17,272,395,014

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期	当期
	自 2007年11月20日 至 2008年5月19日	自 2008年5月20日 至 2008年11月17日
分配金の計算過程	2007年11月20日から 2007年12月17日までの計算期間	2008年5月20日から 2008年6月17日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	174,484,787円	179,464,703円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	3,427,860,696円	3,585,405,582円
分配準備積立金額	632,562,214円	18,742,454円
本ファンドの分配対象収益額	4,234,907,697円	3,783,612,739円
本ファンドの期末残存口数	38,947,700,868口	40,430,824,586口
1口当たり収益分配対象額	0.108733円	0.093582円
1口当たり分配金額	0.0070円	0.0070円
収益分配金金額	272,633,906円	283,015,772円
費用控除後の配当等収益額	147,218,886円	140,673,306円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	3,445,709,850円	3,534,876,082円
分配準備積立金額	530,453,268円	55,457円
本ファンドの分配対象収益額	4,123,382,004円	3,675,604,845円
本ファンドの期末残存口数	39,073,328,989口	40,812,592,226口
1口当たり収益分配対象額	0.105529円	0.090060円
1口当たり分配金額	0.0070円	0.0070円
収益分配金金額	273,513,302円	285,688,145円
費用控除後の配当等収益額	199,558,887円	232,023,463円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	3,458,141,216円	3,404,363,870円
分配準備積立金額	399,610,639円	47,369円
本ファンドの分配対象収益額	4,057,310,742円	3,636,434,702円
本ファンドの期末残存口数	39,136,948,869口	40,973,552,736口
1口当たり収益分配対象額	0.103669円	0.088750円
1口当たり分配金額	0.0070円	0.0070円
収益分配金金額	273,958,642円	286,814,869円

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期	当期
	自 2007年11月20日 至 2008年5月19日	自 2008年5月20日 至 2008年11月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱いは、2007年11月17日及びその翌日が休業日のため、本特定期間期首は2007年11月20日としており、2008年5月17日及びその翌日が休業日のため、本特定期間期末は2008年5月19日としております。	特定期間の取扱いは、2008年5月17日及びその翌日が休業日のため、本特定期間期首は2008年5月20日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期	当期
	(2008年5月19日現在)	(2008年11月17日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	38,833,891,829円	40,076,273,723円
期中追加設定元本額	2,866,098,935円	2,446,608,200円
期中一部解約元本額	1,623,717,041円	2,030,052,411円
2. 特定期間末日における受益権の総数	40,076,273,723口	40,492,829,512口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,418,281,906円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は17,272,395,014円です。

区分	前期	当期
	自 2007年11月20日 至 2008年5月19日	自 2008年5月20日 至 2008年11月17日
費用控除後の配当等収益額	160,559,931円	161,045,600円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	3,482,729,244円	3,343,646,558円
分配準備積立金額	323,797,569円	37,220円
本ファンドの分配対象収益額	3,967,086,744円	3,504,729,378円
本ファンドの期末残存口数	39,364,625,437口	40,889,759,455口
1口当たり収益分配対象額	0.100777円	0.085711円
1口当たり分配金額	0.0070円	0.0070円
収益分配金金額	275,552,378円	286,228,316円
費用控除後の配当等収益額	184,614,005円	223,259,707円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	3,501,284,527円	3,184,519,943円
分配準備積立金額	207,674,432円	58,009円
本ファンドの分配対象収益額	3,893,572,964円	3,407,837,659円
本ファンドの期末残存口数	39,540,377,246口	40,450,089,832口
1口当たり収益分配対象額	0.098470円	0.084247円
1口当たり分配金額	0.0070円	0.0070円
収益分配金金額	276,782,640円	283,150,628円
費用控除後の配当等収益額	184,315,863円	140,901,684円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	3,552,501,968円	3,128,635,327円
分配準備積立金額	115,036,959円	73,140円
本ファンドの分配対象収益額	3,851,854,790円	3,269,610,151円
本ファンドの期末残存口数	40,076,273,723口	40,492,829,512口
1口当たり収益分配対象額	0.096113円	0.080745円
1口当たり分配金額	0.0070円	0.0070円
収益分配金金額	280,533,916円	283,449,806円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

GS新成長国債債券ファンド

愛称：花ポンド

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	前期 (2008年5月19日現在)		当期 (2008年11月17日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	35,986,875,736	870,381,540	23,535,418,459	△2,682,721,505
合計	35,986,875,736	870,381,540	23,535,418,459	△2,682,721,505

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	前期 (2008年5月19日現在)	当期 (2008年11月17日現在)
1口当たり純資産額	0.8898円	0.5734円

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(2) 注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2007年11月20日 至 2008年5月19日	自 2008年5月20日 至 2008年11月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券、コーポレート・ペーパー 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券、特殊債券、社債券、コーポレート・ペーパー 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買取場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

参考情報

本ファンドは、「GS新成長国債債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「GS新成長国債債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2008年5月19日現在)	(2008年11月17日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		2,335,641,790	3,371,089,583
コール・ローン		35,110,558	29,038,281
国債証券		28,611,635,946	16,130,755,018
特殊債券		4,753,026,660	2,700,556,716
社債券		—	389,390,466
コーポレート・ペーパー		186,353,137	—
派生商品評価勘定		25,192,288	235,483,656
未収入金		727,579,740	944,304,521
未収利息		430,985,256	409,807,582
前払費用		63,307,632	120,289,389
差入委託証拠金		57,233,639	37,523,209
流動資産合計		37,226,066,646	24,368,238,421
資産合計		37,226,066,646	24,368,238,421
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		43,678,659	76,747,545
前受金		—	75,893
未払金		631,338,628	317,103,073
未払解約金		7,835,039	10,020,707
流動負債合計		682,852,326	403,947,218
負債合計		682,852,326	403,947,218
純資産の部			
元本等			
元本		29,982,973,606	28,651,600,755
剰余金			
期末剰余金		6,560,240,714	—
期末欠損金		—	4,687,309,552
剰余金合計		6,560,240,714	△4,687,309,552
元本等合計		36,543,214,320	23,964,291,203
純資産合計		36,543,214,320	23,964,291,203
負債・純資産合計		37,226,066,646	24,368,238,421

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2008年5月19日現在)	(2008年11月17日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	30,490,558,074円	29,982,973,606円
期中追加設定元本額	2,365,225,384円	1,889,785,839円
期中一部解約元本額	2,872,809,852円	3,221,158,690円
期末元本額	29,982,973,606円	28,651,600,755円
元本の内訳		
GS新成長国債債券ファンド	29,526,481,569円	28,138,950,812円
ゴールドマン・サックス/FOF s用 新興国債F (適格機関投資家限定)	456,492,037円	512,649,943円
2. 計算期間末における受益権の総数	29,982,973,606口	28,651,600,755口
3. 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,687,309,552円あります。

(有価証券に関する注記)

種類	(2008年5月19日現在)		(2008年11月17日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	28,611,635,946	△191,341,818	16,130,755,018	△5,898,003,623
特殊債券	4,753,026,660	60,254,203	2,700,556,716	△1,122,420,114
社債券	—	—	389,390,466	△303,556,154
コーポレート・ペーパー	186,353,137	5,739,612	—	—
合計	33,551,015,743	△125,348,003	19,220,702,200	△7,323,979,891

GS新成長国債券ファンド

愛称：花ボンド

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

自 2007年11月20日 至 2008年5月19日	自 2008年5月20日 至 2008年11月17日
<p>1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。</p> <p>3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、為替、金利などの市場価格が変動することによって発生するマーケットリスクおよび取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針 同左</p> <p>3. 取引の利用目的 同左</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(2008年5月19日現在)	(2008年11月17日現在)
1口当たり純資産額	1.2188円	0.8364円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

II 取引の時価等に関する事項

(1) 債券関連

区分	種類	(2008年5月19日現在)				(2008年11月17日現在)			
		契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	2,364,273,751	-	2,350,249,999	△14,023,752	1,943,442,606	-	2,023,485,244	80,042,638
	合計	2,364,273,751	-	2,350,249,999	△14,023,752	1,943,442,606	-	2,023,485,244	80,042,638

(2) 通貨関連

区分	種類	(2008年5月19日現在)				(2008年11月17日現在)			
		契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 以外の 取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	1,664,357,531	-	1,667,722,162	3,364,631	968,522,438	-	924,653,834	△43,868,604
	メキシコペソ	1,109,410,069	-	1,113,500,287	4,090,218	189,958,933	-	201,045,413	11,086,480
	ハンガリーフォ リント	-	-	-	-	464,641,187	-	440,634,761	△24,006,426
	売建								
	米ドル	1,417,722,983	-	1,410,177,985	7,544,998	958,017,366	-	943,802,581	14,214,785
	メキシコペソ	1,121,686,660	-	1,147,179,539	△25,492,879	254,145,173	-	230,532,663	23,612,510
	ユーロ	542,670,871	-	536,640,458	6,030,413	188,702,000	-	182,968,630	5,733,370
	ハンガリーフォ リント	-	-	-	-	525,675,265	-	433,753,907	91,921,358
	合計	5,855,848,114	-	5,875,220,431	△4,462,619	3,549,662,362	-	3,357,391,789	78,693,473

(注) 時価の算定方法

・先物取引

- 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 計算期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 計算期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

信託約款

追加型証券投資信託 GS新成長国債券ファンド

運用の基本方針

約款第 23 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託 GS新成長国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

- ① 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率を高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げられる場合もあります。)
- ② 信託財産は、マザーファンドを通じて主として新成長国の政府・政府関係機関が発行する米ドル建ての債券に投資します。投資にあたっては、以下を含む債券に投資することを基本とします。新成長国とは、国内経済が成長過程にあるとゴールドマン・サックスが判断した、いわゆる先進国を除いた国および地域をいいます。
 - ・新成長国の政府・政府関係機関等が発行する債券
 - ・国際機関の発行する債券
 - ・1989 年のブレディ提案に基づいて新成長国が発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券(ブレディ債)
 - ・社債
 - ・アセットバック証券
 - ・モーゲージ証券
 - ・仕組み債
- ③ 信託財産は、マザーファンドを通じて米ドル建ての債券を中心に投資を行います。その他の新成長国通貨を含むいずれの通貨建ての証券にも投資することができます。なお、米ドル以外の通貨建て証券に関しては、原則として米ドルに為替ヘッジします。
- ④ 投資にあたっては、原則として次の範囲内で行います。
- ⑤ 新成長国単一国への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
- ⑥ 実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- ⑨ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。
- ⑩ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルに債券および通貨の運用の指図に関する権限(デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。)を委託します。

- ⑪ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産の組入れについては制限を設けません。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③ 株式への投資は転換社債を転換、新株引受権を行使および新株予約権(会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の 10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の債券への実質投資割合は、信託財産の 5%以下とします。ただし、国債、政府関係機関債(委託者またはその運用の外部委託先が政府関係機関債と同等の信用度を有するとみなす債券を含みます。))および短期金融商品についてはかかる上限は適用されないものとします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の 3%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の 3%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の 3%以下とします。
- ⑧ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。))への実質投資割合は、信託財産の 5%以下とします。
- ⑨ 新成長国の現地通貨建資産への実質投資割合は、信託財産の 30%以下とします。

3. 収益分配方針

- 2005 年 7 月 19 日以降、毎月決算を行い、毎計算期末(毎月 17 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。))に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。
- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。))等の範囲内とします。
 - ② 分配金額は、委託者が収益分配方針にしたがって、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。
 - ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
GS新成長国債券ファンド
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第 62 号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第 2 条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

- 第 3 条 委託者は、金 1,000 億円¹を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 55 条第 7 項、第 56 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 58 条第 1 項または第 60 条第 2 項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第 6 条 委託者は、この信託について、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる募集を行います。
- ② この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

- 第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、この信託契約締結当初の受益者に関し、この信託の当初設定のため委託者が一時取得する場合は、この限りではありません。

(受益権の分割および再分割)

- 第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については、1,000 億円を上限とする口数²に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行った場合には、委託者はその旨を遅滞なく受益者に対して公告します。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第 9 条 追加信託は、原則として毎営業日にこれを行うものとします。追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第 29 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第 36 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第 11 条 この信託の受益権は、2007 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。))。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の 2006 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が 2007 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して 2007 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融

¹ 30 億円に満たない場合は、委託者の裁量により設定を中止することができます。

² 第 3 条の信託金を 1 口 1 円で計算した口数とします。

機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② [削除]

(受益権の申込単位および価額等)

第 13 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、毎営業日において 1 口単位または 1 円単位あるいは当該証券会社または登録金融機関が別途定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込みを受付けないものとします。ただし、第 52 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に 3.0%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。以下同じ。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、1 円に 3.0%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 第 1 項および前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるGS新成長国債券ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第 47 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社団法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 16 条 [削除]

第 17 条 [削除]

第 18 条 [削除]

第 19 条 [削除]

(投資の対象とする資産の種類)

第 20 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 有価証券
 - デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、信託約款第 30 条、第 31 条および第 32 条に定めるものに限りません。)
 - 金銭債権
 - 約束手形(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きます。)
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 21 条 委託者(第 24 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下関連する限度において同じ。)は、信託金を、主としてGS新成長国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 株券または新株引受権証書
- 国債証券
- 地方債証券
- 特別の法律により法人の発行する債券
- 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)
- 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)
- 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)

- ③ 前 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式または当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図および範囲)

- 第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の空売りの指図および範囲)

- 第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券または第 29 条の規定により借入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図および範囲)

- 第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(先物取引等の運用指図)

- 第 30 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第 31 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第 32 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

- 第 33 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 3 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第 34 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

- 第 35 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の運用指図)

- 第 36 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第 1 項および第 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価相当額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(保管業務の委任)

- 第 37 条 委託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
- ② 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(有価証券等の保管)

- 第 38 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
- ② 受託者は、信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律関係法令等に基づき、財団法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

- 第 39 条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 40 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

- 第 41 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

- 第 42 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第 43 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが 5 営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(担保権設定にかかる確認的規定)

- 第 44 条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。
- ② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

- 第 45 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者等による資金の立替え)

- 第 46 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

- 第 47 条 この信託の計算期間は、毎月 18 日から翌月 17 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は 2005 年 6 月 2 日から 2005 年 7 月 19 日までとします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

- 第 48 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

- 第 49 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。
- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 47 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ⑤ 第 1 項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬の額および支弁の方法)

- 第 50 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 47 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 145 の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

- 第 51 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補った後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第 52 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、2007 年 1 月 4 日以降においても、第 53 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとし、当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて当該受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、第 55 条第 1 項(同条第 5 項が適用される場合は同条第 6 項)に定める一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該証券会社または登録金融機関に対する支払いをもって免責されるものとし、かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該証券会社または登録金融機関より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとし、
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、本項に規定する「各受益

者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

⑧ [削除]

⑨ [削除]

⑩ この信託約款の他の規定にかかわらず、万一委託者の指定する証券会社または登録金融機関が本条に定める受益者への支払いを怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者に過失がない場合に限り、受託者の承諾を得て委託者は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 53 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 54 条 受託者は、収益分配金については第 52 条第 1 項に規定する支払開始日および第 52 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 52 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 52 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 55 条 受益者は、毎営業日において、自己に帰属する受益権につき、委託者に当該営業日において一部解約実行の請求日として、1 口単位または委託者の指定する証券会社または登録金融機関が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行が休業日の場合は、一部解約の請求を受け付けられないものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 第 1 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 2007 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007 年 1 月 4 日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等)により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除

した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が 30 億口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。

⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対してその旨を記載した書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑨ 次条第 3 項から第 6 項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、次条第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第 55 条第 7 項」と読み替えます。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 55 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 56 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 57 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 61 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 58 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 61 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 59 条 委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 60 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第 61 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ③ 委託者は、受託者につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令にしたがい受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前 2 項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。
1. 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 3. 受託者の財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 4. 受託者が本信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
 5. その他委託者の合理的な判断において、受託者の信用力が著しく低下し、委託者による信託財産の運用または受託者による信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。
- ④ 本条に基づき受託者が辞任しまたは解任されたまたは解任される場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は、本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしませんが、かかる判断の結果解任されなかった受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(信託約款の変更)

- 第 61 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

- 第 62 条 第 56 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 56 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

- 第 63 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

- 第 64 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

- 第 1 条 2006 年 12 月 29 日現在の信託約款第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 19 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

- 第 2 条 第 32 条および第 44 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。))における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。))までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。))の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- 第 3 条 第 32 条および第 44 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。))のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。))を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引と反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2005 年 6 月 2 日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

GS新成長国債券ファンド

愛称：花ボンド

追加型投信 / 海外 / 債券

請求目論見書

2009.2

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

(注)「花ボンド」および「新成長国債券ファンド」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

設定・運用は

創造的な資産運用。



ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うGS新成長国債券ファンド(愛称「花ボンド」)(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成20年8月15日に関東財務局長に提出しており、平成20年8月16日にその届出の効力が生じております。
2. 本ファンドは債券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、主に外貨建債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

- (注1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を「販売会社」といいます。
- (注2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法第198号。その後の改正を含みます。)を「投資信託法」ということがあります。また、社債、株式等の振替に関する法律を「社振法」ということがあります。
- (注3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。
- (注4) 本書において「GS新成長国債券ファンド」を「本ファンド」といいます。また、本ファンドおよび「GS新成長国債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)を総称して「本ファンド」または「花ボンド」ということがあります。
- (注5) 委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

目 次

第 1	ファンドの沿革	1
第 2	手続等	1
1	申込(販売)手続等	1
2	換金(解約)手続等	2
第 3	管理及び運営	3
1	資産管理等の概要	3
2	受益者の権利等	6
第 4	ファンドの経理状況	7
1	財務諸表	7
2	ファンドの現況	11
第 5	設定及び解約の実績	11

第1 ファンドの沿革

本ファンドの信託設定日は2005年6月2日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は2005年6月2日であり、同日より運用を開始しました。

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日*¹受け付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）*²までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに関し、これを受け付けるものとします。

*2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受け付けを締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくこととなります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「花ボンド」）。

- (4) お買付単位は、販売会社が別途定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、上記(3)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

- (5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取消することができます。

2 換金（解約）手続等

(1) ご換金のお申込みは、毎営業日*¹受付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）*²までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付けを締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。受益者は、販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記(4)の照会先までお問い合わせください。

(3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額となります。お手取額は、当該基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。

詳しくは、「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「花ボンド」）。

(5) 一部解約代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止またはすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。

なお、上記により受益権の一部解約の実行の請求の受付が中止された場合またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

(8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称: 「花ポンド」）。年2回（毎月の決算のうち、5月および11月）の決算時および償還時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

本ファンドの信託期間は2005年6月2日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4) 計算期間

本ファンドの計算期間は、毎月18日から翌月17日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2005年6月2日から2005年7月19日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5) その他

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が30億口を下回るようになった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b. に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし、他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b. に定める手続を準用しま

す。) 委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができます。あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と各投資顧問会社（GSAMニューヨークおよびGSAMロンドン）との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由により委託会社が必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

d. 反対者の買取請求権

上記 a. に規定する信託契約の解約または上記 b. に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記 a. または上記 b. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する営業を承継させることがあります。

f. 保管業務の委任等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 有価証券等の保管

受託銀行は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

受託銀行は、信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律関係法令等に基づき、財団法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

h. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本 h. において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

i. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

j. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

k. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

2 受益者の権利等

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時の本ファンドの信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目に販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(6) 換金手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

GS新成長国債券ファンド

愛称：花ポンド

第4 ファンドの経理状況

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総務府令第133号）に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（2007年11月20日から2008年5月19日まで）及び当特定期間（2008年5月20日から2008年11月17日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

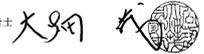
独立監査人の監査報告書

平成20年12月25日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS新成長国債券ファンドの平成20年5月20日から平成20年11月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GS新成長国債券ファンドの平成20年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

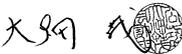
独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS新成長国債券ファンドの平成19年11月20日から平成20年5月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GS新成長国債券ファンドの平成20年5月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

GS新成長国債券ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	前期 (2008年5月19日現在)	当期 (2008年11月17日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		35,986,875,736	23,535,418,459
未収入金		6,616,368	9,195,755
流動資産合計		35,993,492,104	23,544,614,214
資産合計		35,993,492,104	23,544,614,214
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		280,533,916	283,449,806
未払解約金		6,616,368	9,195,755
未払委託者報酬		2,700,000	1,874,844
未払委託者報酬		44,752,710	28,873,979
その他未払費用		897,293	785,332
流動負債合計		335,500,287	324,179,716
負債合計		335,500,287	324,179,716
純資産の部			
元本等			
元本		40,076,273,723	40,492,829,512
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△4,418,281,906	△17,272,395,014
(分配準備金)		18,818,906	100,271
元本等合計		35,657,991,817	23,220,434,498
純資産合計		35,657,991,817	23,220,434,498
負債純資産合計		35,993,492,104	23,544,614,214

GS新成長国債ファンド

愛称：花ボンド

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	前期	当期
		自 2007年11月20日 至 2008年5月19日	自 2008年5月20日 至 2008年11月17日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		△1,325,301,796	△10,885,274,523
営業収益合計		△1,325,301,796	△10,885,274,523
営業費用			
受託者報酬		15,532,342	14,541,007
委託者報酬		258,791,168	238,585,325
その他費用		4,950,204	4,574,302
営業費用合計		279,273,714	257,700,634
営業損失 (△)		△1,604,575,510	△11,142,975,157
経常損失 (△)		△1,604,575,510	△11,142,975,157
当期純損失 (△)		△1,604,575,510	△11,142,975,157
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		△6,855,626	△57,328,463
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△1,049,584,367	△4,418,281,906
剰余金増加額又は欠損金減少額		108,283,045	332,729,732
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		108,283,045	332,729,732
剰余金減少額又は欠損金増加額		226,285,916	392,848,610
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		226,285,916	392,848,610
分配金		1,652,974,784	1,708,347,536
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△4,418,281,906	△17,272,395,014

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期	当期
	自 2007年11月20日 至 2008年5月19日	自 2008年5月20日 至 2008年11月17日
分配金の計算過程	2007年11月20日から 2007年12月17日までの計算期間	2008年5月20日から 2008年6月17日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	174,484,787円	179,464,703円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	3,427,860,696円	3,585,405,582円
分配準備積立金額	632,562,214円	18,742,454円
本ファンドの分配対象収益額	4,234,907,697円	3,783,612,739円
本ファンドの期末残存口数	38,947,700,868口	40,430,824,586口
1口当たり収益分配対象額	0.108733円	0.093582円
1口当たり分配金額	0.0070円	0.0070円
収益分配金金額	272,633,906円	283,015,772円
費用控除後の配当等収益額	147,218,886円	140,673,306円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	3,445,709,850円	3,534,876,082円
分配準備積立金額	530,453,268円	55,457円
本ファンドの分配対象収益額	4,123,382,004円	3,675,604,845円
本ファンドの期末残存口数	39,073,328,989口	40,812,592,226口
1口当たり収益分配対象額	0.105529円	0.090060円
1口当たり分配金額	0.0070円	0.0070円
収益分配金金額	273,513,302円	285,688,145円
費用控除後の配当等収益額	199,558,887円	232,023,463円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	3,458,141,216円	3,404,363,870円
分配準備積立金額	399,610,639円	47,369円
本ファンドの分配対象収益額	4,057,310,742円	3,636,434,702円
本ファンドの期末残存口数	39,136,948,869口	40,973,552,736口
1口当たり収益分配対象額	0.103669円	0.088750円
1口当たり分配金額	0.0070円	0.0070円
収益分配金金額	273,958,642円	286,814,869円

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期	当期
	自 2007年11月20日 至 2008年5月19日	自 2008年5月20日 至 2008年11月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱いは、2007年11月17日及びその翌日が休業日のため、本特定期間期首は2007年11月20日としており、2008年5月17日及びその翌日が休業日のため、本特定期間期末は2008年5月19日としております。	特定期間の取扱いは、2008年5月17日及びその翌日が休業日のため、本特定期間期首は2008年5月20日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期	当期
	(2008年5月19日現在)	(2008年11月17日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	38,833,891,829円	40,076,273,723円
期中追加設定元本額	2,866,098,935円	2,446,608,200円
期中一部解約元本額	1,623,717,041円	2,030,052,411円
2. 特定期間末日における受益権の総数	40,076,273,723口	40,492,829,512口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,418,281,906円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は17,272,395,014円です。

区分	前期	当期
	自 2007年11月20日 至 2008年5月19日	自 2008年5月20日 至 2008年11月17日
費用控除後の配当等収益額	160,559,931円	161,045,600円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	3,482,729,244円	3,343,646,558円
分配準備積立金額	323,797,569円	37,220円
本ファンドの分配対象収益額	3,967,086,744円	3,504,729,378円
本ファンドの期末残存口数	39,364,625,437口	40,889,759,455口
1口当たり収益分配対象額	0.100777円	0.085711円
1口当たり分配金額	0.0070円	0.0070円
収益分配金金額	275,552,378円	286,228,316円
費用控除後の配当等収益額	184,614,005円	223,259,707円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	3,501,284,527円	3,184,519,943円
分配準備積立金額	207,674,432円	58,009円
本ファンドの分配対象収益額	3,893,572,964円	3,407,837,659円
本ファンドの期末残存口数	39,540,377,246口	40,450,089,832口
1口当たり収益分配対象額	0.098470円	0.084247円
1口当たり分配金額	0.0070円	0.0070円
収益分配金金額	276,782,640円	283,150,628円
費用控除後の配当等収益額	184,315,863円	140,901,684円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	3,552,501,968円	3,128,635,327円
分配準備積立金額	115,036,959円	73,140円
本ファンドの分配対象収益額	3,851,854,790円	3,269,610,151円
本ファンドの期末残存口数	40,076,273,723口	40,492,829,512口
1口当たり収益分配対象額	0.096113円	0.080745円
1口当たり分配金額	0.0070円	0.0070円
収益分配金金額	280,533,916円	283,449,806円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

GS新成長国債ファンド

愛称：花ポンド

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	前期 (2008年5月19日現在)		当期 (2008年11月17日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	35,986,875,736	870,381,540	23,535,418,459	△2,682,721,505
合計	35,986,875,736	870,381,540	23,535,418,459	△2,682,721,505

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	前期 (2008年5月19日現在)	当期 (2008年11月17日現在)
1口当たり純資産額	0.8898円	0.5734円

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(4) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	G S新成長国債マザーファンド	28,138,950,812	23,535,418,459	
合計			28,138,950,812	23,535,418,459	

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「G S新成長国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「G S新成長国債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2008年5月19日現在)		(2008年11月17日現在)	
		金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)
資産の部					
流動資産					
預金		2,335,641,790	3,371,089,583		
コール・ローン		35,110,558	29,038,281		
国債証券		28,611,635,946	16,130,755,018		
特殊債券		4,753,026,660	2,700,556,716		
社債券		—	389,390,466		
コマーシャル・ペーパー		186,353,137	—		
派生商品評価勘定		25,192,288	235,483,656		
未収入金		727,579,740	944,304,521		
未収利息		430,985,256	409,807,582		
前払費用		63,307,632	120,289,389		
差入委託証拠金		57,233,639	37,523,209		
流動資産合計		37,226,066,646	24,368,238,421		
資産合計		37,226,066,646	24,368,238,421		
負債の部					
流動負債					
派生商品評価勘定		43,678,659	76,747,545		
前受金		—	75,893		
未払金		631,338,628	317,103,073		
未払解約金		7,835,039	10,020,707		
流動負債合計		682,852,326	403,947,218		
負債合計		682,852,326	403,947,218		
純資産の部					
元本等					
元本		29,982,973,606	28,651,600,755		
剰余金					
期末剰余金		6,560,240,714	—		
期末欠損金		—	4,687,309,552		
剰余金合計		6,560,240,714	△4,687,309,552		
元本等合計		36,543,214,320	23,964,291,203		
純資産合計		36,543,214,320	23,964,291,203		
負債・純資産合計		37,226,066,646	24,368,238,421		

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2007年11月20日 至 2008年5月19日	自 2008年5月20日 至 2008年11月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券、コマーシャル・ペーパー 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券、特殊債券、社債券、コマーシャル・ペーパー 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2008年5月19日現在)	(2008年11月17日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	30,490,558,074円	29,982,973,606円
期中追加設定元本額	2,365,225,384円	1,889,785,839円
期中一部解約元本額	2,872,809,852円	3,221,158,690円
期末元本額	29,982,973,606円	28,651,600,755円
元本の内訳		
G S新成長国債マザーファンド	29,526,481,569円	28,138,950,812円
ゴールドマン・サックス/FOF s用新興国債F (適格機関投資家限定)	456,492,037円	512,649,943円
2. 計算期間末日における受益権の総数	29,982,973,606口	28,651,600,755口
3. 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,687,309,552円です。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2008年5月19日現在)		(2008年11月17日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)
国債証券	28,611,635,946	△191,341,818	16,130,755,018	△5,898,003,623
特殊債券	4,753,026,660	60,254,203	2,700,556,716	△1,122,420,114
社債券	—	—	389,390,466	△303,556,154
コマーシャル・ペーパー	186,353,137	5,739,612	—	—
合計	33,551,015,743	△125,348,003	19,220,702,200	△7,323,979,891

GS新成長国債券ファンド

愛称：花ボンド

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

自 2007年11月20日 至 2008年5月19日	自 2008年5月20日 至 2008年11月17日
1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。	2. 取引に対する取組方針 同左
3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。	3. 取引の利用目的 同左
4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、為替、金利などの市場価格が変動することによって発生するマーケットリスクおよび取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。	4. 取引に係るリスクの内容 同左
5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。	5. 取引に係るリスク管理体制 同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(2008年5月19日現在)	(2008年11月17日現在)
1口当たり純資産額	1.2188円	0.8364円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	ARG BODEN 7%(FLAT)	14,550,000.00	3,331,950.00	
		ARGENT-\$PAR (FLOAT/SINK)	6,740,000.00	1,098,620.00	
		BONAR V 7% (FLAT)	8,400,000.00	2,427,600.00	
		BRAZIL REP OF 6%	4,595,000.00	4,112,525.00	
		BRAZIL REP OF 7.125%	320,000.00	299,200.00	
		BRAZIL REP OF 8% (SINK)	4,190,000.00	4,231,900.00	
		BRAZIL REP OF 8.25%	1,430,000.00	1,430,000.00	
		BRAZIL REP OF 8.75%	9,810,000.00	10,153,350.00	
		COLOMBIA REP FLOAT/SINK	1,800,000.00	1,624,500.00	
		COLOMBIA REP OF 8.375%	3,027,000.00	2,784,840.00	
		DOMINICAN REP (SI/PIK)	5,169,786.31	2,998,476.03	
		EL SALVADOR REP 7.65%	460,000.00	271,400.00	
		EL SALVADOR REP 8.25%	2,740,000.00	1,698,800.00	
		GABONESE REP 8.2%	3,300,000.00	1,980,000.00	
		GEORGIA REP OF 7.5%	820,000.00	524,800.00	
		GHANA REP OF 8.5%	1,210,000.00	677,600.00	
		INDONESIA REP 6.625%	2,710,000.00	1,585,350.00	
		INDONESIA REP 7.5% REGS	1,830,000.00	1,345,050.00	
		INDONESIA REP 7.75% US455780AZ92	9,730,000.00	6,470,450.00	
		INDONESIA REP 7.75% USY20721AL30	1,660,000.00	1,103,900.00	
INDONESIA (REP) 6.625%	1,400,000.00	819,000.00			

II 取引の時価等に関する事項

(1) 債券関連

区分	種類	(2008年5月19日現在)				(2008年11月17日現在)			
		契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	2,364,273,751	-	2,350,249,999	△14,023,752	1,943,442,606	-	2,023,485,244	80,042,638
	合計	2,364,273,751	-	2,350,249,999	△14,023,752	1,943,442,606	-	2,023,485,244	80,042,638

(2) 通貨関連

区分	種類	(2008年5月19日現在)				(2008年11月17日現在)			
		契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 以外の 取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	1,664,357,531	-	1,667,722,162	3,364,631	968,522,438	-	924,653,834	△43,868,604
	メキシコペソ	1,109,410,069	-	1,113,500,287	4,090,218	189,958,933	-	201,045,413	11,086,480
	ハンガリーフォ リント	-	-	-	-	464,641,187	-	440,634,761	△24,006,426
	売建								
	米ドル	1,417,722,983	-	1,410,177,985	7,544,998	958,017,366	-	943,802,581	14,214,785
	メキシコペソ	1,121,686,660	-	1,147,179,539	△25,492,879	254,145,173	-	230,532,663	23,612,510
	ユーロ	542,670,871	-	536,640,458	6,030,413	188,702,000	-	182,968,630	5,733,370
	ハンガリーフォ リント	-	-	-	-	525,675,265	-	433,753,907	91,921,358
	合計	5,855,848,114	-	5,875,220,431	△19,372,317	3,549,662,362	-	3,357,391,789	78,693,473

(注) 時価の算定方法

・先物取引

- 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 計算期間末日に知りうる直前の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

- 計算期間末日に對顧客先物相場の時価が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 計算期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の對顧客先物相場の時価が発表されている場合は、当該予約為替は当該對顧客先物相場の時価により評価しております。
 - 計算期間末日において当該日の對顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によります。
 - 計算期間末日に当該日を超える對顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの對顧客先物相場の時価をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 計算期間末日に当該日を超える對顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている對顧客先物相場の時価により評価しております。
- 計算期間末日に對顧客先物相場の時価が発表されていない外貨については、計算期間末日の對顧客相場の時価により評価しております。

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		LEBANESE REP 4% SINK	5,567,000.00	4,392,151.89	
		MALAYSIA 7.5%	6,070,000.00	6,354,081.43	
		MEXICAN UTD STS 5.625%	2,310,000.00	2,044,350.00	
		MEXICAN UTD STS 6.05%	1,200,000.00	915,000.00	
		MEXICAN UTD STS 6.75%	1,490,000.00	1,264,265.00	
		MEXICAN UTD STS 7.5%	4,980,000.00	4,544,250.00	
		MEXICAN UTD STS 8.3%	2,800,000.00	2,772,000.00	
		MEXICAN UTD STS 8.375%	3,080,000.00	3,280,200.00	
		PANAMA 6.7% (SINK)	3,990,000.00	3,112,200.00	
		PANAMA 9.375%	1,160,000.00	1,165,800.00	
		PHILIPPINES REP 10.625%	6,580,000.00	7,040,600.00	
		PHILIPPINES REP 7.5% (S)	7,560,000.00	6,426,000.00	
		PHILIPPINES REP 7.75%	950,000.00	883,500.00	
		PHILIPPINES (REP) 9.5% 24/10/21	1,220,000.00	1,195,600.00	
		PHILIPPINES (REP) 9.5% 30/02/02	500,000.00	520,000.00	
		REP OF ECUADOR (FLOAT)	5,030,000.00	1,131,750.00	
		REP OF IRAQ 5.8% (SINK)	4,730,000.00	2,365,000.00	
		REP OF KOREA 4.25%	260,000.00	229,611.60	
		REP OF KOREA 5.625%	2,110,000.00	1,474,190.44	
		REP OF PAKISTAN 6.875%	2,300,000.00	816,500.00	
		REP OF PERU 6.55% (SINK)	6,970,000.00	5,471,450.00	
		RUSSIA (FLOAT/SINK)	22,540,000.00	18,764,550.00	
		SERBIA REP (SINK/STEP)	2,510,000.00	1,556,200.00	
		SOUTH AFRICA 5.875%	1,880,000.00	1,240,800.00	
		TRINIDAD&TOBAGO 7.875%	1,300,000.00	976,790.88	
		TURKEY REP OF 6.75%	10,810,000.00	8,539,900.00	
		TURKEY REP OF 6.875%	1,600,000.00	1,104,000.00	
		TURKEY REP OF 7%	1,990,000.00	1,552,200.00	
		TURKEY REP OF 7.25%	6,360,000.00	4,515,600.00	
		UKRAINE GOVT 6.385%	1,260,000.00	705,600.00	
UKRAINE GOVT 6.58%	2,230,000.00	1,025,800.00			
UKRAINE GOVT 6.75% 144A	1,100,000.00	506,000.00			
UKRAINE GOVT 6.875%	4,080,000.00	2,611,200.00			
UKRAINE GOVT 7.65%	4,460,000.00	2,497,600.00			

GS新成長国債券ファンド

愛称：花ボンド

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
通貨	特殊債券	URUGUAY 8% (SINK)	9,114,928.00	7,109,643.84		
		VENEZUELA 6%	11,930,000.00	4,712,350.00		
		VENEZUELA 9%	2,260,000.00	1,073,500.00		
		VENEZUELA 9.375%	580,000.00	263,900.00		
		EEB INTERNATIONAL 8.75%	880,000.00	695,200.00		
		KAZKOMMERTS INTL 7.875%	1,780,000.00	925,600.00		
		KAZKOMMERTS INTL 8%	600,000.00	282,000.00		
		KAZMUNAIGAZ FINA 8.375%	3,500,000.00	2,659,244.00		
		MAJAPAHIT HOLD 7.75%	3,820,000.00	2,292,000.00		
		MAJAPAHIT HOLD 7.875%	1,850,000.00	943,500.00		
		NAFTOGAZ UKRAINY 8.125%	700,000.00	420,000.00		
		PENERBANGAN MALA 5.625%	990,000.00	794,618.55		
		PETROLEOS DE VEN 5.25%	5,940,000.00	2,079,000.00		
		PETROLEOS DE VEN 5.375%	3,450,000.00	1,104,000.00		
		PETROTRIN 6% (SINK)	7,245,000.00	5,944,790.56		
		TGI INTERNATIONAL 9.5%	1,020,000.00	813,591.78		
		TRANSNEFT 8.7%	1,900,000.00	1,121,000.00		
		TURANALEM FIN BV 8%	2,500,000.00	1,075,000.00		
		TURANALEM FIN BV Float	450,000.00	409,500.00		
		VIMPELCOM 8.375%	2,100,000.00	1,260,000.00		
		VIMPELCOM 9.125% US918242AB40	2,510,000.00	1,255,000.00		
	VIMPELCOM 9.125% XS0361041808	2,840,000.00	1,420,000.00			
	VTB CAPITAL SA 6.875%	4,360,000.00	2,485,200.00			
	DIGICEL GROUP 8.875%	2,080,000.00	1,144,000.00			
	INDEPENDENCIA IN 9.875%	2,270,000.00	1,027,740.23			
	小計			197,274,431.23		
				(19,040,928,100)		
	ユーロ	社債券	PEERMONT GLOBAL 7.75%	2,700,000.00	1,485,000.00	
	小計			1,485,000.00		
				(179,774,100)		
	合計			19,220,702,200		
				(19,220,702,200)		

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。
 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 59銘柄	84.7%	99.1%
	特殊債券 19銘柄	14.2%	
	社債券 2銘柄	1.1%	
ユーロ	社債券 1銘柄	100.0%	0.9%

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
 「(2) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」の「II 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2 ファンドの現況

純資産額計算書
 (2008年11月28日現在)

I 資産総額	23,254,831,925円
II 負債総額	13,743,901円
III 純資産総額(I-II)	23,241,088,024円
IV 発行済口数	40,518,344,277口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.5736円

参考情報
 <GS新成長国債券マザーファンド>
 純資産額計算書
 (2008年11月28日現在)

I 資産総額	24,360,142,028円
II 負債総額	682,461,142円
III 純資産総額(I-II)	23,677,680,886円
IV 発行済口数	28,290,323,698口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.8370円

第5 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1期	自 2005年6月2日 至 2005年7月19日	2,838,756,747 (0)	1,173,630 (0)	2,837,583,117 (0)
第2期	自 2005年7月20日 至 2005年8月17日	1,866,629,797 (0)	2,922,552 (0)	4,701,290,362 (0)
第3期	自 2005年8月18日 至 2005年9月20日	2,002,677,794 (0)	4,340,632 (0)	6,699,627,524 (0)
第4期	自 2005年9月21日 至 2005年10月17日	973,278,786 (0)	7,941,127 (0)	7,664,965,183 (0)
第5期	自 2005年10月18日 至 2005年11月17日	2,307,216,309 (0)	79,814,333 (0)	9,892,367,159 (0)
第6期	自 2005年11月18日 至 2005年12月19日	3,294,300,741 (0)	89,583,878 (0)	13,097,084,022 (0)
第7期	自 2005年12月20日 至 2006年1月17日	2,411,133,104 (0)	81,522,905 (0)	15,426,694,221 (0)
第8期	自 2006年1月18日 至 2006年2月17日	2,074,196,881 (0)	64,215,722 (0)	17,436,675,380 (0)
第9期	自 2006年2月18日 至 2006年3月17日	2,000,979,991 (0)	94,471,437 (0)	19,343,183,934 (0)
第10期	自 2006年3月18日 至 2006年4月17日	2,516,299,928 (0)	20,342,556 (0)	21,839,141,306 (0)
第11期	自 2006年4月18日 至 2006年5月17日	2,075,307,073 (0)	112,464,658 (0)	23,801,983,721 (0)
第12期	自 2006年5月18日 至 2006年6月19日	1,466,953,298 (0)	147,247,722 (0)	25,121,689,297 (0)
第13期	自 2006年6月20日 至 2006年7月18日	1,116,887,573 (0)	40,566,904 (0)	26,198,009,966 (0)
第14期	自 2006年7月19日 至 2006年8月17日	1,454,286,947 (0)	104,841,403 (0)	27,547,455,510 (0)
第15期	自 2006年8月18日 至 2006年9月19日	1,411,331,114 (0)	104,388,226 (0)	28,854,398,398 (0)
第16期	自 2006年9月20日 至 2006年10月17日	1,306,223,976 (0)	104,391,561 (0)	30,056,230,813 (0)
第17期	自 2006年10月18日 至 2006年11月17日	1,437,783,862 (0)	132,619,191 (0)	31,361,395,484 (0)
第18期	自 2006年11月18日 至 2006年12月18日	1,023,981,532 (0)	450,148,071 (0)	31,935,228,945 (0)
第19期	自 2006年12月19日 至 2007年1月17日	971,728,463 (0)	231,768,422 (0)	32,675,188,986 (0)
第20期	自 2007年1月18日 至 2007年2月19日	1,172,517,611 (0)	446,726,675 (0)	33,400,979,922 (0)

GS新成長国債ファンド

愛称：花ボンド

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第21期	自 2007年2月20日 至 2007年3月19日	1,214,012,098 (0)	280,406,468 (0)	34,334,585,552 (0)
第22期	自 2007年3月20日 至 2007年4月17日	1,177,793,685 (0)	242,755,725 (0)	35,269,623,512 (0)
第23期	自 2007年4月18日 至 2007年5月17日	753,771,414 (0)	207,930,848 (0)	35,815,464,078 (0)
第24期	自 2007年5月18日 至 2007年6月18日	837,524,566 (0)	310,764,077 (0)	36,342,224,567 (0)
第25期	自 2007年6月19日 至 2007年7月17日	844,785,739 (0)	373,740,569 (0)	36,813,269,737 (0)
第26期	自 2007年7月18日 至 2007年8月17日	1,038,618,436 (0)	331,122,362 (0)	37,520,765,811 (0)
第27期	自 2007年8月18日 至 2007年9月18日	774,449,129 (0)	128,111,422 (0)	38,167,103,518 (0)
第28期	自 2007年9月19日 至 2007年10月17日	481,568,561 (0)	165,076,315 (0)	38,483,595,764 (0)
第29期	自 2007年10月18日 至 2007年11月19日	591,452,930 (0)	241,156,865 (0)	38,833,891,829 (0)
第30期	自 2007年11月20日 至 2007年12月17日	459,732,422 (0)	345,923,383 (0)	38,947,700,868 (0)
第31期	自 2007年12月18日 至 2008年1月17日	415,276,468 (0)	289,648,347 (0)	39,073,328,989 (0)
第32期	自 2008年1月18日 至 2008年2月18日	505,518,954 (0)	441,899,074 (0)	39,136,948,869 (0)
第33期	自 2008年2月19日 至 2008年3月17日	398,310,898 (0)	170,634,330 (0)	39,364,625,437 (0)
第34期	自 2008年3月18日 至 2008年4月17日	389,694,431 (0)	213,942,622 (0)	39,540,377,246 (0)
第35期	自 2008年4月18日 至 2008年5月19日	697,565,762 (0)	161,669,285 (0)	40,076,273,723 (0)
第36期	自 2008年5月20日 至 2008年6月17日	518,074,619 (0)	163,523,756 (0)	40,430,824,586 (0)
第37期	自 2008年6月18日 至 2008年7月17日	550,795,190 (0)	169,027,550 (0)	40,812,592,226 (0)
第38期	自 2008年7月18日 至 2008年8月18日	494,196,303 (0)	333,235,793 (0)	40,973,552,736 (0)
第39期	自 2008年8月19日 至 2008年9月17日	334,612,991 (0)	418,406,272 (0)	40,889,759,455 (0)
第40期	自 2008年9月18日 至 2008年10月17日	213,765,394 (0)	653,435,017 (0)	40,450,089,832 (0)
第41期	自 2008年10月18日 至 2008年11月17日	335,163,703 (0)	292,424,023 (0)	40,492,829,512 (0)

(注1) ()内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

GS新成長国債券ファンド

新成長に花咲く国債券へ

花ホニト[®]
It's flowering